

9. 治安部隊

警察

9.01 米 국무省が 2009 年 2 月 25 日に発表した「国別人権報告書 2008 年度版 (USSD Report 2008)」によると「パキスタン警察が、同国全土の大半の地域において、内政上の治安維持について第一義的な責任を有している。2006 年に警察令(Police Order)(第 2 次改正: Second Amendment)が発布されたことを受けて、各地方の警察の管轄権が、パキスタン内務省(Ministry of Interior)のもとへ移管されることになった。各州政府には、警察職員の人事をめぐる権限が与えられているが、一方で、district nazims が、地区ごとの警察職員の昇進の際の参考となる年次勤務評価書(annual performance evaluation reports)を作成している。」[2k] (Section 1d) ジェーンズ社の「国別リスク評価・パキスタン(Sentinel Country Risk Assessment of Pakistan)」、「治安および外国部隊(Security and Foreign Forces)」(2009 年 7 月 3 日更新)によると、パキスタン国内に 200,000 名の警察官(2005 年推計値) がいたという。[36b] (Security and Foreign Forces)

9.02 警察職員の数に関して、国際危機グループ(ICG)は 2008 年 7 月 14 日付の「パキスタン国内の警察機構の改革に向けて(Reforming Pakistan's Police)」と題する報告書のなかで、以下のように言及している:

「パキスタン国内で最大の人口を誇り、最も裕福でかつ開発の進んだ地域であるパンジャブ州(Punjab)には、同国で唯一の科学犯罪捜査室があり、さらに 7 つの警察訓練施設(うち 3 箇所については、現在計画段階にある)および女性を対象とした警察署(women police stations)が 2 箇所ある。州全体でおよそ 167,000 名の警察官がおり、同州の住民およそ 480 人あたり 1 名の警察官がいることになる。同州の 35 県(districts)に約 8,000 万人が暮らしているが、616 箇所の警察署が対応している... およそ 1,000 万の人口を誇る州都ラホール(Lahore)には、わずか 25,100 名の警察官がいるにすぎず... (うち女性の警察官は 429 名)... 同市の住民 398 人あたり 1 名の警察官がいる計算になる... 市内に 77 箇所ある警察署のうち、女性のみを対象としたものはわずか 1 箇所にすぎない。」[3b] (p17)

9.03 同上の報告書によると:

「シンド州(Sindh)の州都、カラチ(Karachi)は、1,600 万人を超える人口を誇っており... 適正とされる警察職員の数は 28,964 名である。これは、同市の住民 598 人あたり 1 名の警察官がいる計算になる。ところが、実際には、同市の警察官の数は 26,873 名にすぎない。他の地域においても、警察官の実際の数は、適正とされる水準を下回っている。たとえば、ハイデラバード県(Hyderabad region)においては、望ましい警察官の数は 16,748 名とされているが、実際は 16,220 名にとどまっている。サッカル県(Sukkur region)においても、適正とされる数が 23,292 名であるのに対して、実際には 21,923 名と下回っている。シンド州犯罪捜査局(Sindh's Crime Investigation Department)の適正とされる職員数は 361 名であるのに対して、実際にはその数を 63 名ほど下回っていた」という。[3b] (p17-18)

- 9.04 ジェーンズ社の「国別リスク評価・パキスタン(Sentinel Country Risk Assessment of Pakistan)」(2009年7月3日更新)には、以下の記述があった:

「パキスタン国内に4つある各州警察は、互いに独立した組織として独自の判断で任務を遂行しており、唯一、国家の治安にかかわる事項に関連して、中央政府によって下される指令を受け入れている。同国内の大都市圏については、当該市が属する州の管轄の下、各部隊がその治安維持にあたっている。北西辺境州(NWFP)内の連邦直轄部族地域(Federally Administered Tribal Areas)には、警察は駐在していない。各部隊は1名の監察官(inspector general)が統率する。同監察官の任務は、州の特定地区における警察官による任務の状況を監督することにある。監察官(inspector general)は、パキスタン内務省(Ministry of the Interior)に対して直接報告する責任がある。一方、監察官(inspector general)より下位の警察職員は、州の行政庁に対して当該報告を行う。各地区の警察署長(District superintendents)は、上司から日々下される命令を遂行するうえで重責を担っている。」 [36b] (Security and Foreign Forces)

- 9.05 USSD Report 2007 は、警察機構およびその監督体制に関して、以下のよう

に付言している:

「2005年、ムシャラフ大統領は、2002年警察令(Police Order)を修正して、発布した。それは、警察の監督権を州(provinces)から地区(districts)に移管し、さらに、各地元に対して監視機関の設置を求める内容のものである。パンジャーブ州(Punjab)およびNWFP(北西辺境州)においては、公安委員会(public safety commissions)が設置され、すでに任務を開始していたが、その一方で、SHARP(人権擁護および囚人支援に関する団体: Society for Human Rights and Prisoners' Aid) および グローバル財団(Global Foundation)の話によると、たしかにこうした委員会は存在してはいたが、権限が明確にされないままに活動していたとした。同年(2007年)中に、パンジャーブ州(Punjab)、シンド州(Sindh)ならびにNWFP(北西辺境州)およびバローチスタン州(Baluchistan)の大半の地区において、地区公安委員会(district public safety commissions)が設置されたが、職員が不足していたために、有効に機能していなかった。」 [2h] (Section 1d)

- 9.06 ジェーンズ社の報告書には、さらに以下のような言及があった:

「警察による任務は、長年にわたって次第に政治色を帯びるにいたり、下位の警察職員の任命や昇進を牛耳っているとされる地元の政治指導者らの言いなりになってきたといえ、主として、こうした指導者らに敵対的な者たちを脅迫する手段として利用されてきた。想定されることではあるが、警察の行う任務には汚職が蔓延しており、こうした事実は、各種の意識調査(public perception surveys)のなかにも反映されている。汚職に関する世間一般の意識を調査した、トランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)による「世界各国の汚職実態の指標(Global Corruption Barometer: GCB)」によると、パキスタン国民が、警察組織を、あらゆる公職のなかでも最も腐敗したものと考えている傾向にあることが浮かび上がる... 管理体制の改革の試みにもかかわらず、取調べの手法は概ねひどいものであり、被疑者が自供するまで拷問を行うことが頻繁にみられる。群衆の誘導

(Crowd-control)や暴動の鎮圧に際しての技能は初歩的である。さらに加えて、警察は、現在パキスタン国内で継続している戦闘行為において、予期せぬ事態に対処する訓練を受けておらず、その術を持ち合わせていない。」
[36b] (Security and Foreign Forces)

- 9.07 USSD Report 2008 には、次のような言及があった。「警察組織内部では汚職が蔓延していた... 警察は、被害者からの偽りのない真正の申立てを受理する際に手数料を請求し、一方、虚偽の届出を受理する際にも金を受け取った。不起訴をめぐって、日常的に賄賂の収受が行われていた。個人が、その者に敵対的な人物に対して、辱めを与えるよう、警察に金品を渡すことで依頼したり、個人的な鬱憤を晴らすこともあった。批評家たちは、SHO (Station House Officer)の任命は、次第に政治色を帯びるようになってきたとして、これを非難している。」 [2k] (Section 1d)

第 18 節: Corruption も参照のこと

- 9.08 2009 年 9 月 11 日に閲覧した、パキスタン警察庁(National Police Bureau)のウェブサイト上に、次のような記述があった。「パキスタン警察庁(National Police Bureau)は、法律の規定に則って設けられた機関であり、警察が扱うあらゆる問題につきこうした活動の中心[先頭]に立って任務を遂行する権限が与えられている。同機関は、パキスタン国内の全土を対象として発布された 2002 年警察令(Police Order 2002)に謳われた警察機構の改革の実現に向けて、その取り組みを調整したり、進捗状況を監視している。パキスタン警察庁(National Police Bureau)は内務省(Ministry of the Interior)と不可分の関係にあるが、その特殊な任務ゆえに予算に関しては同省とは別枠とされている。同警察庁の長官(Director General)は、予算および任務執行上の全権を握っている。」 [29o]

- 9.09 パキスタン警察の実効力に関して、USSD Report 2008 には以下の記述があった:

「警察の実効力については、地区(district)ごとで幅があり、かなり有効に機能しているものから、警察としての用をなしていないものまでさまざまである。一部の警察職員は、人権侵害を犯したり、または任務を遂行する際に中立的ではなく政治上の利害関係に影響されやすかった。警察職員による虐待が罰せられることなく不問に付されることが往々にしてあったことから、刑事上の免責という悪しき慣行が根付くこととなった。警察官や刑務所職員が、囚人やその家族からお金を巻き上げるために、虐待の恐怖をちらつかせることが度々あった。監察官(Inspector General)、地区警察職員、district nazims、州の内務担当官もしくは行政執行官(provincial interior or chief ministers)、パキスタン内相、パキスタン首相、あるいは各裁判所は、虐待に関する内部調査を命じる権限を有しており、さらに行政上の処分を下すこともできる。執行部(executive branch)および警察職員からの勧告に基づき、裁判所が当該加害者の刑事訴追を命じることも可能であり、こうした仕組みが時として利用された。」 [2k] (Section 1d)

- 9.10 同上の報告書はさらに続けて:

「パンジャブ州政府は、階級を問わず全ての警察官を対象に、技能訓練および人権の双方において、教育ならびに再教育を定期的実施することとした。伝えられるところによると、カラチ市行政部(city government)が、同市の人権担当職員らに対して、研修の際に使用する施設を提供したとされる。同年(2008年)において、少なくとも3つのNGOs(子どもの権利擁護団体(Society for the Protection of the Rights of the Child: SPARC)、Sahil および SHARP (人権擁護および囚人支援に関する団体: Society for Human Rights and Prisoners' Aid))が、警察官を対象とした人権啓発の研修を行った。パンジャブ州(Punjab)およびNWFP(北西辺境州)においては、公安委員会(public safety commissions)が設置されていたが、SHARP および GF(グローバル財団)の話によると、こうした委員会は権限が明確にされていないことから、さらには国際危機グループ(ICG)の話によると、こうした委員会は各州の行政府側による干渉を受けやすいことから、有効に機能していなかったとした。パンジャブ州(Punjab)、シンド州(Sindh)ならびにNWFP(北西辺境州)およびバローチスタン州(Baluchistan)の大半の地区[県(districts)]において、地区公安委員会(district public safety commissions)が設置されたが、職員が不足していたために、有効に機能していなかった。さらに ICG は、こうした委員会は政治的な影響を受けやすかったとした。」 [2k] (Section 1d)

第 12 節: Arrest and Detention - Legal Rightsも参照のこと

- 9.11 フリーダムハウス(Freedom House)が 2009 年 7 月 16 日に発表した、2008 年中の出来事を扱った「世界自由度報告書 2009 年度版(*Freedom in the World* 2009)国別報告書・パキスタン」には以下の記述があった:

「警察は、日常的に、犯罪、公権力の過剰な行使、拷問および恣意的な拘留に関わっており、囚人およびその者の家族からお金を巻き上げ、さらには起訴もしくは不起訴処分をめぐって賄賂を受け取っている。女子囚人への強姦、囚人一般に対する超法規的処刑も問題となっている。刑務所の状況は過酷さを極めており、とりわけ囚人たちの過剰な収容が問題となっている。訴訟案件の処理が滞っていることから、こうした囚人たちの多くが、すでに刑が確定した受刑者ではなく、公判を今後に控えた者たちである。政権に批判的な者はとりわけ、恣意的な逮捕、拷問、「失踪」、あるいは基本的とされる法律上の適正手続きが否定される等、不利益を被るおそれがある。こうした事例を対象とした調査および苦情処理を行う権限を付与された公的な人権委員会の設置は、これまで遅々として進んでいない。さらに、いくつかの事例については調査が行われ、一部起訴された例もあるが、依然として、通常の場合において刑事上の責任は不問に付されている。」 [19a]

- 9.12 USSD Report 2008 には、以下の記述があった

「2005 年、当局は、拘留中での強姦をはじめとした虐待に関する申立てに対応すべく、女性職員のみで構成される警察署の数を拡大した。オーラット財団(Aurat Foundation)の報告によると、こうした警察署は、財源が確保されていなかったこと、および女性警察官を対象とした訓練が十分に行われていなかったことから、機能していたとは言えなかったとした。裁判所の命令および法規により、男性警察官と女性被疑者との接触が禁じられることもある

が、こうした場合でも、男性警察官が通常の警察署に女性被疑者を拘留し、その者の取調べを担当することが度々あった。」 [2k] (Section 1c)

第 23 節: [Violence against Women](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

軍隊

9.13 ジェーンズ社の「国別リスク評価・パキスタン (Sentinel Country Risk Assessment for Pakistan)」の「軍隊 (Armed Forces)」の項 (2009 年 11 月 16 日更新) によると、パキスタン軍は、総兵力 590,000 名の陸軍、500,000 名の予備役部隊、総人員 25,000 名の海軍、および総人員 45,000 名の空軍で構成されていたとした。これ以外にも、全体で 300,000 名以上の人員を抱える準軍事組織が複数あり、これらには、パキスタン国家警備隊 (National Guard)、パキスタン・レンジャー (Pakistan Rangers) および辺境警備隊 (Frontier Corps) 等が含まれるという。 [36c] (軍隊)

9.14 USSD Report 2008 によると、「パキスタン・レンジャー (Rangers) は、内務省の管轄下にある準軍事的組織である。パキスタン軍は、対外的な治安維持の責任を負っているが、同年 (2008 年) 中は、時として、国内の治安維持にも当たっていた。」 [2k] (Section 1d)

9.15 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) は、2008 年 9 月 10 日付の国別概要・パキスタン (Pakistan Country Profile) のなかで、以下のように言及している:

「新たに陸軍参謀長に就任した、アシュファク・キヤニ (Ashfaq Kayani) 3 軍統合情報部 (ISI) 前長官は、前任者に比べて — 少なくとも当面の間は — 軍部による政治への介入に消極的とされている。しかしながら軍は依然として同国の内政上の最終的な仲裁者 (arbiter) としての役割を担っており、こうした軍の存在によって、政治家の自由な活動は制限されている。ここ数年の間に、同国の経済活動の表舞台に、軍が幅を利かせるようになってから、同国で最も汚職が少ないとされていた軍部の信頼が次第に失われていくこととなった。」 [75a]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

上記以外の政府の治安組織

情報機関

9.16 ジェーンズ社は、「国別リスク評価・パキスタン (Sentinel Country Risk Assessment for Pakistan)」 (2009 年 7 月 3 日更新) のなかで、次のように言及している:

「パキスタンに 3 つ存在する主要情報機関は、パキスタン軍統合情報局 (ISI)、情報部 (IB) および軍事情報部 (MI) である。これら 3 つの組織のいずれも

が、表向きでは、同国の安全保障を図るべく共存しているかのようにみえるが、水面下では、相互の不信感はあるものであり、これらの機関全体を包含する目的が、機関相互間の緊張・主導権争いによって失われることが度々あった。MI および ISI は、主として軍事上の事項を扱い、一方の IB は、主に国内問題を扱っている。」 [36b] (Security and Foreign Forces: Intelligence Agencies)

- 9.17 ジェーンズ社のレポートによると、パキスタン軍統合情報局の主な任務は、「パキスタン在住の外国人(特に外交官)、本邦外で働くパキスタン国民、政権に批判的な政治活動家、および同国を混乱に陥れることを画策しているとされる組織、以上のものを対象とした秘密裏での監視活動、さらには、パキスタン国内でのあらゆる諜報活動につき整合化をはかること[一貫性をもたせること(harmonisation)]、軍の事項に関連したものであれば、国内外を問わずその情報の照合、ならびに水面下での攻撃作戦の遂行、以上であった」とした。さらに、同レポートによると「ISI(パキスタン軍統合情報局)内部においてカシミール地方の各武装勢力および旧タリバーン政権(the Taliban regime)とのつながりが疑われる職員の追放に向けた取り組みが、ムシャラフ大統領の下で行われたにもかかわらず、依然として、こうした勢力とつながりのある分子を ISI 内に抱える可能性は考えられる。こうした者たちが与える影響力については、現在のところ計りかねている」とした。 [36b] (Security and Foreign Forces: Intelligence Agencies)

- 9.18 同上のレポートによると:

「2009 年 4 月、パキスタン政府は、国家テロ対策局(National Counter Terrorism Authority: NACTA)を設置し、全情報機関による任務の調整を図るという任に当たらせてきた。連邦捜査局(Federal Investigation Agency: FIA)の元局長で、かつ世間的にも知られた警察職員である、ターリク・ペルベズ (Tariq Pervez)氏が、国家テロ対策局(NACTA)の長に任命された。NACTA は、パキスタン内務省の庁舎内に設置されることになっているが、実体はパキスタン首相直轄の下で任務を遂行する機関である。ただし、NACTA で働く職員を採用するうえで必要な予算に関する規定は依然として整備されておらず、実際のところ、同機関は正式に任務を開始していない」という。 [36b] (Security and Foreign Forces: Intelligence Agencies)

恣意的な逮捕および拘留に関する情報については、第 12 節および第 11 節: Judiciary, subsection を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

治安部隊による人権侵害

恣意的な逮捕および拘留

逮捕および拘留に際しての法律要件については、公文書によるものも含めて、[Arrest and detention – legal rights](#)を参照のこと

- 9.19 アジア人権センター(ACHR)が 2008 年 8 月 1 日に発表した「南アジア人権状況指標・2008 年度版(South Asia Human Rights Index 2008)」によると、「パキスタンにおいて、恣意的な逮捕および法に依らない拘留が日常的に行

われていた。2007 年において、数多くの無辜の市民が、不法に逮捕および拘留された。同年(2007 年)を通して、各裁判所、とりわけ下位裁判所および治安判事裁判所(magistrates)が、数多くの恣意的拘留にかかわる事件の仲裁に入り、多数の市民を不法な拘留から解放することに成功した」という。[67b] (p68)

- 9.20 2008 年の出来事を取り上げた、ヒューマン・ライツ・ウォッチの「世界レポート 2009 年度版(HRW Report 2009)」には次のような記述があった:

「テロ行為の被疑者は、告訴なくして拘留されることが度々あり、たとえ起訴されたとしても、正当な司法上の手続きを踏むことなくして、有罪の判決を宣告されることも頻繁にある。ヒューマン・ライツ・ウォッチはこれまでに、パキスタン国内の各主要都市で発生した数多くの違法な拘留、拷問、および「失踪」の事例について記録してきた。反テロ法もひき続き悪用されていた。当局による一連のテロ撲滅作戦は秘密裏に行われることから、こうした作戦の下で「失踪(の憂き目)に遭った(disappeared)」人々の正確な数を把握することは不可能である。現在では、文民政権(the elected government)下のパキスタン内務省によって推計が行われているが、それによるとこれまでに 1,100 名の者が失踪したという。しかしながら、政府は、こうした失踪者のうち、いったいどれほどの者が、アルカイダ(al Qaeda)やタリバーンとのつながりを疑われるかについて、その詳細を明らかにしておらず、さらには、こうした失踪事件の解決およびその被害者に対する補償につき、ほとんど有効な措置をとってこなかった。」 [13a] (Terrorism, Counterterrorism and “Disappearances”)

- 9.21 USSD Report 2008 によると、パキスタン警察は頻繁に First Information Requests (FIR)を発行した:

「... 嫌がらせもしくは脅迫があったことを示す証拠の提示がない場合、または、十分な証拠が提示された場合であっても、警察へ申立てを行う者が賄賂を贈らなかった場合には、(上記の) FIR を発行しなかった。警察は時として何の容疑もなく、あるいは虚偽の容疑をかけることで恣意的に個人を拘留し、こうした者の釈放の便宜を図ってやることでお金を巻き上げた。警察はさらに、指名手配中の犯人が自首を行うことを余儀なくされる状況を作り出すためにその者の親族を拘留した。警察は、日常的に、被疑者に対する取調べを行う際の勾留についてその許可を治安判事(magistrate)に請求することはせず、さらには、裁判所が異議を唱えるまで、何ら容疑もなく拘留を続けることも度々あった。拘留された女性のなかには、性的に虐待された者もいた。請求があれば、治安判事(magistrate)は、通常の場合、取調べのための勾留につき、その必要性を問うことなく(without reference to its necessity)、これを許可した。必要な証拠が揃わない場合には、警察および治安判事(magistrate)が時に結託して FIRs を新たに発行し、法律上規定のある 14 日間の勾留期限をこえて勾留を続けた。」 [2k] (Section 1d)

軍による逮捕および拘留に関するさらなる情報は、第 11 節: Judiciary, subsection Military Courts and the Army Act を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

拷問

9.22 USSD Report 2008 のなかには以下の記述があった:

「法律により、拷問およびその他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いが禁じられているが、実際には、諜報部員を含めた治安部隊が、拘留中の者を拷問、虐待したとの報告があった。反テロ法の規定に基づき、強制下での自白は、反テロ法廷において証拠として認められることになった。NGO の SHARP(人権擁護および囚人支援に関する団体)は、(2008 年) 1 月から 6 月の間に、警察による拷問の事例が 1,013 件あったと報告し、そのうち、パンジャーブ(Punjab)州警察による事例が 500 件ほど、シンド(Sindh)州警察によるものが 350 件程度あったとした。監視員の話によると、NWFP(北西辺境州)および バローチスターン州(Balochistan)においては、当該地域での慣行(customs)が壁となって、(上記のような)報告に上ってこない拷問の事例が広く見られるとした。拷問が疑われる事例によって、時に、被害者が死亡もしくは重傷を負うという事例もあった。各人権団体の報告によると、こうした拷問の方法としては、警棒(batons)や鞭で続けざまに打つことから、火のついた煙草を押し付けること、足の裏を激しく打つこと、長期間にわたり他人との接触を絶たせること、電気ショックを与えること、食事を与えないもしくは睡眠をとることを許可しないこと、逆さづりにすること、ならびに、足かせをつけたままの状態ですを伸ばすよう強制すること、以上のものが含まれるとした。伝えられるところによると、治安部隊職員が、女性被疑者に対して取調べを行っている最中に強姦したとされる。こうした犯行を行った者に対して、政府が何らかの措置をとることはほとんどなかった。」 [2k] (Section 1c)

9.23 過去半年間(2009 年 1 月から 6 月)に発生した拷問の事例に関して、NGO のアジア人権委員会(AHRC)は、2009 年 6 月 30 日、Madadgaar 氏(カラチ事務所)を通じて以下のように発表した:

「...同国において警察による拷問が行われたとする報告事例が 695 件あった。警察による拷問の被害者の内訳であるが、少年が 174 人、少女 45 人、女性 198 人、男性 278 人であった...州ごとの発生件数では、バローチスターン州(Balochistan)が 41 件、NWFP(北西辺境州)が 98 件、パンジャーブ州(Punjab)が 324 件、シンド州(Sindh)が 232 件であった...虐待の形態であるが、殺害が 87 件、強姦が 99 件、違法な拘留が 124 件、身体的な苦痛を与える拷問が 287 件、精神的な苦痛を与える嫌がらせが 98 件であった...さらなる調査の結果、うち 259 件が警察署内で発生したものであることが明らかとなり、さらに 98 件が被害者の自宅、103 件が公の場所、125 件が民間運営の刑務所(private jails)、110 件が一般的な刑務所において、それぞれ発生したとの報告があった。」 [52b]

第 24 節: Violence against women も参照のこと

9.24 AHRC(アジア人権委員会)の 2008 年 6 月 5 日付の声明によると、パキスタン軍事情報部(MI)、パキスタン軍統合情報部(ISI)、連邦情報局(Federal Intelligence Agency: FIA)、パキスタン・レンジャー(Pakistan Rangers)および辺境警察隊(Frontier Constabulary: FC)などの機関が、反国家的な活動につき

自供を得る目的で、人々を拘留および拷問しているとされる「拷問拠点 (torture centres)」なるものがパキスタン全土に 52 箇所あったとした。AHRC は同声明のなかで、シンド州(Sindh)、パンジャーブ州(Punjab)およびバローチスタン州(Balochistan)の各州に限らず、首都イスラマバードにある数々の違法な収容施設を列挙した。[52d]

subsection: [Intelligence Agencies](#)も参照のこと

- 9.25 米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 (USSD IRF) 2009 年度版には、以下のような見解が述べられている:

「伝えられるところによると、警察は、拘留者を拷問および虐待し、時には、こうした者に対する超法規的な処刑にも関与することがあったという。宗教上の少数派が上記のような拷問および虐待の被害者となる事例において、当該被害者らが特定の宗教的信条を信奉していることが、かかる不利益を被る要因となっていたのかどうかについては、その大抵の場合において確かめることは不可能であったが、キリスト教徒やアフマディー教団 (Ahmadiyya communities) の主張によると、こうした信徒が虐待を受ける可能性は相対的に高いとした。一般的に、非イスラム教徒の囚人は、イスラム教徒の囚人のものと比べて、粗末な収容施設を割り当てられ、宗教[信仰]上のよりどころとなるもの(spiritual resources)への接触も認められていない。」 [2n] (Section II)

- 9.26 パキスタン人権委員会(HRCP)は、2009 年 4 月 1 日に発表した「2008 年度人権状況報告書(HRCP Report 2008)」で次のように言及した:

「同年(2008 年)を通じて、警察署内での不法な拘留、拷問、嫌がらせに関する報告が数多くあった。数多くの女性や少女が、何ら(逮捕)容疑を提示されることなく拘留され、さらに、多くの拘留者(domestic servants)が、警察職員から叩く、屈辱を与える等の手段を介して、窃盗およびその他の犯罪行為につき、自供するよう強要された。女性の拘留者のなかには、警察の留置所内で強姦/輪姦(gang-raped) されたと証言する者もいた。こうした被害女性たちが、法医学上の検査(medico-legal checkups)の実施が引き延ばされ、その結果、性的暴行があったことの事実を証明することが不可能となりかねないほど長期間にわたり拘留されることもあった... 警察の留置所内でのこうした人権侵害に関する事例のほとんどが、その被害者がメディアと接触し、窮状を訴えることができた場合に限り、公になるという有様であった。こうした警察の対応から、(被害)女性であるその本人が収監されることを恐れて、犯罪被害に遭ったことにつき申立てを行うべく警察署に赴くことをためらうのももつともなことであった。」 [27e] (p126, Women: Women in police custody)

第 23 節: Women: [Violence against women](#)も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

超法規的な処刑

- 9.27 USSD Report 2008 に以下の言及があった:

「同年(2008 年)においても、紛争地域に暮らす住民に対する恣意的もしくは超法規的な処刑と同様、政府の情報員[諜報員](government agents)の手による恣意的もしくは超法規的な処刑および政治的な動機に基づく処刑に関する報告が相次いだ。反体制者や犯罪を働いたとして訴えられている者を狙った殺害事件の一部には、あらかじめ計画されていた衝突(staged encounters)や拘留中での度を越えた身体的な虐待行為によって引き起こされたものもあった。非政府組織(NGO)である人権擁護および囚人支援に関する団体(Society for Human Rights and Prisoners' Aid: SHARP)の報告によると、(2008 年)11 月までの期間に、警察との接触後、民間人が死亡した事例が 64 件、さらに留置所内で死亡した事例が 101 件あったとした。警察側の主張によると、こうした死亡の事例は、被疑者が逃走を試みた際に起こったか、逮捕の際に抵抗した際に起こったか、または自殺したかのいずれかであるとした。しかしながら、人権監視員、家族およびメディア関係者は、治安部隊がこうした死亡事件の大半を引き起こしたとした。

「政府は、超法規的処刑に関わったとされる警察職員に対して、頻繁に調査を行い、時として、こうした者たちを訴追して有罪であるとの判断を下した。パンジャブ州警察(Punjab Police)の監察官(inspector general)は、同州警察が、2008 年 8 月までに、犯罪行為に関与した職員 973 名に対して処分を下したと発表した。しかしながら、その一方で、裁判上の遅れが長期間におよぶこと、虐待に関与した者に対する処罰や訴追が徹底されていないことから、刑事上の責任が不問に付される土壌が必然的に形成されていた。」

[2k] (Section 1a)

- 9.28 アムネスティ・インターナショナル(AI)が、2009 年 9 月 18 日に報じたところによると、同団体のもとに「... (2009 年)7 月中旬にパキスタン軍がスワト渓谷(Swat valley)の大半の地域についてその支配権をタリバーン系反政府勢力から取り戻して以降、当該地域の住民がその多くの場合において至近距離から射殺されるという事例が 164 件も発生したとする信頼できる情報が寄せられた」とした。AI(アムネスティ・インターナショナル)・アジア太平洋部長の話によると「同地域の住民の多くが、こうした射殺事件についてパキスタン軍にその責任があると非難している... しかしながら、我々独自の調査によると、一部事例ではタリバーン側が仕返しとしてこうした殺害に関与している状況も浮かび上がってくる。さらには、地元および部族間による対立が、現在のこうした無秩序で不安定な状況を作り出しているともいえる」とした。AI はさらに続けて「... パキスタン当局者に対して、同地域での警備を強化すること、ならびに一連の殺害の事例につき迅速かつ公正な調査に着手するよう要請した」とした。[4g]

第 8 節: Security situation も参照のこと

- 9.29 HRCP(パキスタン人権委員会)の年次報告書 2008 年度版によると「2008 年において、少なくとも 289 名の一般人が警察との接触後死亡し、カラチ(Karachi)市内に限っても 73 名が亡くなった」との言及があった。[27e] (Highlights: Law and order)
- 9.30 ACHR が作成した「南アジア人権状況指標 2008 年(South Asia Human Rights Index 2008)・パキスタン」によると「治安部隊は、相当の数の犠牲者を生じさせかねない、炸薬の入った弾薬(live ammunition)の使用をはじめとして、あ

らゆる武器・兵器を見境なく使用することもあった。こうした行き過ぎた行為の犠牲となる者には子どもたちも含まれ... ただ単に疑わしいという理由だけで、これまでに実に多くの者が治安部隊によって殺害されてきた... 2007 年において、拘留下での殺害に関して非常に数多くの事例が報告された。」 [67b] (p67)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

失踪

9.31 USSD Report 2008 に以下のような言及があった:

「同年(2008 年)において、政治的な動機に基づく失踪事件の件数は減少したが、警察および治安部隊がひき続き囚人たちを外部との連絡を絶たれた独房に収容し、こうした者たちの居場所を明らかにしなかった。HRCP(パキスタン人権委員会)の推計によると、前年(2007 年)の 1,600 人と比べて減少したとはいえ、(2008 年)11 月時点において、およそ 1,100 人の者が、当局による拘留の下、所在が明らかになっていなかった。8 月 27 日、パキスタン内務省が、同国バローチスタン州(Baluchistan)において、多くの者の所在が依然として不明であることを認めた。こうした失踪事件のなかには、テロおよび国家の治安を揺るがしかねない事件にかかわるものも見られ、各人権団体の話によると、シンドおよびバローチスタンの両州に暮らす国民の多くもまた、こうした失踪の被害に遭い所在が不明となっていたという。アムネスティ・インターナショナル(AI)によると、その家族とともに子どもたちもまた失踪の被害に遭っていたとした。

「2007 年 11 月、当時、大統領職と陸軍参謀長職を兼職していたムシャラフ氏が下した決定によって憲法が停止され、さらには最高裁判事が解任された。こうした事態を受けて、各治安当局によって独房に監禁されて外部との連絡を絶たれた状態におかれていた囚人たちの釈放またはこうした状況の改善をパキスタン政府に求めていく取り組みの一環として、当時のチョードリー最高裁長官以下、最高裁判所が本腰を入れていたおよそ 600 件とされる失踪事件につき、その再検討作業が中断を余儀なくされることになった。」 [2k] (Section 1b)

9.32 アムネスティ・インターナショナルは、2008 年中の出来事を取り上げた、2009 年 5 月 28 日発表の「年次報告書 2009 年度版(Annual Report 2009)」のなかで、以下のように言及している。「(2008 年)11 月 21 日、ムムタズ・アラム・ギラニ(Mumtaz Alam Gilani)人権問題担当相は、失踪者の所在の確認に資する(facilitate the recovery of disappeared people)新たな法案を検討中であることを明らかにし、さらに同省がすでに 567 件の強制失踪事件について確認したことを明らかにした... こうした取り組みにもかかわらず、強制失踪に関する新たな報告がその後も寄せられた。」 [4d] (Enforced disappearances)

9.33 アムネスティ・インターナショナルは、2009 年 2 月 25 日、パキスタン政府の対応に関して、以下のように言及した:

「...パキスタンの国民が同国政府によって秘密裏に拘禁されているものと思われる事例が数百件にも上るが、当の政府はこれらに関する情報を公表していない。バローチスタン州(Baluchistan)においては、いわゆるテロとの戦

いまたは国内騒擾(internal opposition)への対処の一環として、人々が数多く拘留されてきた。強制失踪という国家の危機的な状況を前にして、これを解決するという公約が幾度となくなされたにもかかわらず、こうした失踪が相次いだ。バローチスターン州首相(Chief Minister of Baluchistan)は、2008 年 4 月、バローチ住民の強制失踪事件の解決に率先して取り組むことを公約した。」 [4e]

- 9.34 アジア人権委員会は、NGO のアジア法的情報センター(Asian Legal Resource Centre)が具申した 2009 年 6 月 3 日付の意見書のなかで、以下のように言及した:

「パキスタンの各情報機関の仕業と思われる、政治的な敵対者を対象とした強制失踪は、新たに誕生した文民政府によって、こうした問題につき迅速に対応していくとする声明が発表された後も相次いだ。今から 1 年前に、パキスタン人民党(PPP) が政権の座に就いて以降、こうした失踪事件を解決すべく、何らかの真剣な取り組みもしくは確実な措置がとられた形跡はなかった。国の情報機関は、そうした政府による取り組みに反して活動を続けている。事実、2008 年 4 月以来、さらには文民政権が誕生して以降の最初の 1 年間に、350 人以上が逮捕後失踪した。一方、各情報機関の職員らは、国家の治安にかかわることを理由に、出廷して証言する義務を免れてきたと主張している。

「パキスタン軍統合情報局(ISI)およびパキスタン軍事情報部(MI)の各情報機関は、失踪者の家族たちによって、「対テロ戦争」開戦以来、4,000 名を超える者の逮捕および失踪を遂行してきたと疑われている。PPP 政権が誕生してからの最初の 9 か月間に、誘拐された者のうちわずか 10 数人程度が再び姿を現したにすぎなかった。ある宗教団体の主張によると、さまざまな宗教グループに所属する者 23 名以上、その多くが若い学生であるが、逮捕後、今なお所在が不明であるとした。」 [52a]

- 9.35 2009 年 11 月 6 日付の *Dawn* 紙が報じたところによると、3 名の裁判官で構成されるパキスタン最高裁法廷が、法執行官に対して「増え続ける「失踪」者の把握と、失踪以来依然として行方不明となっている者の所在の確認につき…」これまで以上に全力を挙げて取り組むよう要請したという。 [42h]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

10. 兵役

- 10.01 子ども兵士の徴用廃止を目指す連合(The Coalition to Stop the Use of Child Soldiers)が作成した、2004 年 4 月から 2007 年 10 月までの期間を扱った「世界レポート・パキスタン(Global Report 2008 on Pakistan)」のなかに、以下のような記述があった:

「1952 年パキスタン軍隊法(Pakistan Army Act)の規定に基づき、非常時には徴兵制を布くことも可能であるが、実際にこの規定が適用された例はない。1973 年憲法第 39 条には「パキスタン・イスラム共和国は、同国全土から国民をパキスタン軍に入隊させることができるものとする」と規定されている。1970 年制定の Pakistan National Service Ordinance には、将校および jawans (兵士)として 17 歳から 23 歳の男子を入隊させることができる旨が規定されていたが、実際の戦地に赴く前には、少なくとも 1 年間の訓練期間を経なければならぬとされていた。」[16]

- 10.02 米中央情報局の「CIA ワールドファクトブック(CIA World Factbook)(2009 年 11 月 11 日更新)」によると、パキスタンの兵士は 18 歳に達するまでは実戦に送り込まれる可能性はないという。[34] (Military) しかしながら、米国労働省が 2009 年 9 月 10 日に発表した「最悪の形態とされる児童労働についての調査報告書 2008 年度版(2008 Findings on the Worst Forms of Child Labor)」によると「志願兵への応募の最低年限である 17 歳に満たない年少者が、武力紛争に参加しているとの報告もある」とした。[91] (p163)

- 10.03 米務省の「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 (USSD IRF) 2009 年度版」には、以下のような見解が述べられている。「宗教的少数派に属する者たちが、少数ではあるものの、兵役に志願した。昇進に関して、公式的な支障[障害]等(official obstacles)はみられなかったものの、実際には、非イスラム教徒には、大佐(colonel)より上位の階級への昇進の機会はほとんど開かれておらず、さらに、政治的に微妙な対応を要する役職については与えられなかった。イスラム教徒の兵士には、従軍司祭(chaplaincy corps)が執り行う礼拝に参列する機会が与えられていたが、非イスラム教徒には同様の機会是与えられていなかった。」[2n] (Section II)

第 24 節. [Children](#) および第 19 節: [Freedom of Religion](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

11. 司法制度

機構

11.01 米中央情報局の「CIA ワールドファクトブック(CIA World Factbook)(2009 年 11 月 11 日更新)」によると、パキスタンの「法制度は、イスラム国家としての同国の事情に沿った規定を取り入れつつも、イギリスのコモンローをその基盤にしている。さらに、同国は ICJ (国際司法裁判所)の強制管轄を一部留保したうえで受諾している。」[34] (Government: Legal system)

11.02 USSD(米 国 務 省)の国 別 概 要・パキスタ ン (Background Note on Pakistan)(2009 年 3 月更新)に以下の言及があった:

「パキスタンの司法制度は、最高裁判所、州高等裁判所 および連邦イスラム (もしくはシャリーア)裁判所から構成される。最高裁判所は、同国の司法制度において最上位に位置する裁判所である。大統領が最高裁長官を任命し、さらには大統領と同長官が協議したうえで他の最高裁判事を任命する。首都イスラマバードと同様(as well as Islamabad)、各州にそれぞれ 1 つの高等裁判所が置かれており、高等裁判所の判事については、パキスタン大統領が最高裁長官および当該高裁長官との協議を経た後、これを任命する。司法当局の役割は、大統領の決定に反する一切の法令の発布を禁ずることにある。連邦シャリーア裁判所(Federal Sharia Court)は、主にシャリーアもしくはイスラム法にかかわる事件を扱う。1991 年制定の法律により、シャリーアが法律として位置づけられるに至った。シャリーアは、土地をめぐる取り決めにつき規定していたものの、現行の法律に取って代わるものではなかった。」[2g] (Government and Political Organization)

11.03 パキスタン政府の公式ウェブサイト(2009 年 3 月 19 日閲覧)によると、パキスタンの司法制度は、最高裁判所、各州に 1 箇所ずつ設置されている高等裁判所、および連邦シャリーア裁判所から構成される(以上のすべての裁判所がパキスタン憲法を根拠にして設置されている)としていた。さらに同ウェブサイトによると、パキスタン最高裁判所は、同国の司法制度において「最上位(apex)」に位置する裁判所であるとの記述があった。さらに続けて:

「...パキスタン国内の他の一切の裁判所とは異なり、最高裁判所は、連邦政府と州政府の間、あるいは 2 もしくはそれ以上の州政府間による一切の法的問題につき、確認判決(declaratory judgements)を宣言する裁判上の管轄権を有する...最高裁判所は、当該訴訟事件が、パキスタン憲法上保障されている基本的権利の行使に関して、公的な面において重要な点が含まれると判断した場合、当該権利の実施に向けて適切とされる一切の命令を下す権限を有する...最高裁判所は、高等裁判所、連邦シャリーア裁判所(Federal Sharia Court)および行政控訴審判所(Services Appellate Tribunals)が下した判断、決定、最終的な命令もしくは判決につき、これを不服とする上訴請求について、審理を行い判断を下す裁判管轄権を有する。」[29c] (Supreme Court)

11.04 さらに同上の公式サイトによると、最高裁判所が下した判決には、原則として、他のすべての裁判所に対して法的拘束力がある。高等裁判所の下には「県裁判所(Courts of District Judges)」および「民事裁判所(Courts of Civil

Judges)」が設置されており、ともに民事事件を扱う。一方、刑事事件については「セッションズ裁判所(Courts of Sessions)」および「治安判事裁判所(Courts of Magistrates)」にて審理が行われる。このように、下位裁判所においては、制度的に民事と刑事とで裁判所を分ける形式をとっている。セッションズ裁判所(Courts of Sessions)は、死刑をもって罰すべき事件やフドワード令(Hudood Ordinances)に基づく事件に関して裁判管轄権を有する。さらに、パキスタン政府の公式サイトによると「セッションズ判事(Sessions Judge)によって下された判決を不服とする上訴請求は、高等裁判所において受理され、一方、治安判事(Magistrate)によって下された判決に対する上訴請求については、適用されうる刑期が4年以下のものである場合はセッションズ判事(Sessions Judge)、それをこえるものについては高等裁判所においてそれぞれ受理される」との記載があった。[29c] (High Court)

- 11.05 さらに同上の公式サイトによると、通常の裁判所のほかに、ある特定の種類の事件をあつかう裁判所(Courts)や審判所(Tribunal)が設置されているとしている。こうした裁判所には以下のものが含まれる:

「銀行業での違反行為を対象とした特別裁判所(Special Courts for Trial of Offences in Banks)、銀行融資の回収を目的とする特別裁判所(Special Courts for Recovery of Bank Loans)、慣習法にかかわる特別裁判所(Special courts under the Customs Act)、交通特別裁判所(Special Traffic Courts)、反汚職特別裁判所(Courts of Special Juges [sic] Anti-Corruption)、商事裁判所(Commercial Courts)、薬物法廷(Drug Courts)、労働裁判所(Labour Courts)、社会保障控訴審判所(Insurance Appellate Tribunal)、所得税控訴審判所(Income Tax Appellate Tribunal)、行政審判所(Services Tribunals)、以上の裁判所(Courts)ならびに審判所(Tribunal)がある。各特別裁判所が下した判決を不服とする上訴請求については、労働裁判所(Labour Courts)および交通特別裁判所(Special Traffic Courts)において扱われる訴訟事件を除いて、高等裁判所にて受理される。各審判所(Tribunal)において下された判決を不服とする上訴請求については、最高裁判所において受理される...こうした裁判所(Courts)や審判所(Tribunal)が設置された背景には、長年の懸案である一法の執行の大幅な遅れを改善し、さらには訴訟にかかる莫大な費用を削減することであった...」 [29c] (High Court)

- 11.06 保釈および裁判上の遅延に関して、同上の政府の公式サイトは以下のように付言している:

「1898年刑事訴訟法に関して、死刑をもって罰すべき罪にはあたらない行為を働いたことで拘留された者が、その拘留期間が継続して1年を超える場合、さらに、死刑をもって罰すべき罪を犯したことで拘留された者が、その拘留期間が2年を超える場合、公判中の拘留者に限って、その者の釈放請求に関して自動的に歩み寄りを示す方向に、当該法律の改正が行われてきた。さらに当該刑事訴訟法の改正を受けて、刑事裁判所が公判中の被告人につき、その者がすでに服した拘留期間を考慮することが義務付けられた。刑事訴訟および連邦シャリーア裁判所(Federal Sharia Court)に提訴する事件については、手数料を納付する必要はない。民事訴訟の際に納付する25,000 Rs(パキスタン・ルピー)を限度とする裁判費用についてはこの負担が廃止された。」 [29c] (High Court)

- 11.07 さらに政府の情報によると、同国内には司法当局を監視するオンブズマンが存在するとしている。Wafaqi Mohtasib (オンブズマン)は:

「... パキスタン大統領によって任命され、任期は4年である。任期は延長されず、いかなる事情があっても再任されることはない。任期中の委員としての地位は保障されており、職務違反または身体的もしくは精神的に職務を遂行することが困難になった場合を除き、解任されることはない。こうした解任の事由が発覚した場合であっても、当該委員の要請により、その解任の可否についての決定が、最高司法評議会(Supreme Judicial Council)に委ねられる。さらに加えて、同オンブズマンは、超党派で構成され、政治的な影響を排したものとなっている...Wafaqi Mohtasib の活動の趣旨は、各連邦機関もしくは連邦政府職員による公務上の不手際によって、ある個人が不当な処分・利益を被った際に、その問題の原因や性質を調査、分析して突き止め、必要な補償を行い、さらにはこうした誤りを正すことにある。同オンブズマンの第一義的な目的は、行政側に対して説明責任を果たすよう強制的に求めていく仕組みを作り上げることにある。」 [29c] (Wafaqi Mohtasib (Ombudsman))

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

シャリーア裁判所(イスラム法)

- 11.08 米 국무省の「国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)」には以下の言及があった:

「パキスタン憲法第 203 条によると、連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)は、イスラームの教え(injunctions)に矛盾する一切の法律につき、これを審理および判断を下す権限を有するものとされている。女性保護法案(Women's Protection Bill)が可決したことは、ある一定の訴訟事案につき連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)による審理の可能性を否定するものとはならない。連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)は、賭け事、酒類の所持および飲酒、ならびに虚偽の婚約関係の下での姦淫行為(fornication in the false promise of marriage)といった、世俗の法律上の規定では扱わないものの、フドード令(Hudood Ordinance)の適用対象に含まれる一切の事案につきこれらを審理することも考えられる... 連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)は、フドード執行令(Hudood)が規定するあらゆる事案のうち、(下級審において)2 年を超える懲役刑を宣告された場合、これを不服とする上訴を審理する第一義的な(first)裁判所である。しかしながら、各州の高等裁判所が フドード(Hudood)にかかわる事案の上訴につきこれを審理することを決定した場合、当該高裁が下した判断を最高裁が支持した場合においては、たとえ当該判断に瑕疵が認められる場合であっても、連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)は、各州の高等裁判所 が下した決定についてこれを再審理する権限を持たない。最高裁判所シャリーア裁判部(the Shari'a bench)は、連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)が裁判管轄権を有する事案についてその上訴を扱う終局の裁判所である。2005 年の判決により、最高裁判所(the full Supreme Court)が、シャリーア裁判部(the Shari'a bench)での審理を経ることなく訴訟事案を扱うことが可能になり、さらに最高裁独自の判断によりかかる上訴事案につきその裁判管轄権を引き受けることも可

能になった。連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)は、イスラームの教義に反すると判断した一切の法律をくつがえすことができるが、しかしながら、かかる事案は、最高裁判所シャリーア裁判部(the Shari'a bench)へ上訴され、最終的には、最高裁判所(the full Supreme Court)において審理されるものとなる。」 [2k] (Section 1e)

- 11.09 米務省が 2009 年 10 月 26 日に発表した「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版(USSD IRF Report 2009)」には、以下のような見解が述べられている:

「パキスタンの司法制度は、同国内に民事、刑事および イスラムという相異なる法体系が並存することを反映して、裁判管轄権をめぐる重複するか、あるいは時として競合し合う関係にある、複数の異なる裁判所制度(court system)で成る。連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)および最高裁判所シャリーア裁判部(the Shari'a bench) は、強姦、婚姻外での性交渉、土地・財産をめぐる犯罪(property crimes)、飲酒および賭け事を犯罪(行為)として規定するフドゥード執行令(Hudood Ordinance)に則り、各刑事裁判所において下された一定の(certain)有罪判決につき、上訴審としての役割を果たす。これらの法廷の裁判官および弁護士は、いずれもイスラム教徒でなければならない。連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)は、イスラームの教義に反すると判断した一切の法律をくつがえすことができる。しかしながら、2005 年 3 月、最高裁長官は、連邦シャリーア裁判所(Federal Shariat Court)は、たとえ同裁判所が上訴を審理する権限を当然のことながら第一義的(initial)に持つものとしても、高等裁判所が下した決定につき、これを再審理する権限[(裁判)管轄権]を有しないと判断を下した。」 [2n] (Section II)

- 11.10 パキスタン人権委員会(HRCP)が 2008 年 3 月 29 日に発表した報告書「人権状況年次報告書 2007 年度版(State of Human Rights in 2007)」によると、「2007 年における状況の大きな変化としては、同国内の正規の司法制度とは異なるカジ(Qazi: イスラム教)裁判所または聖職者個人によって下された命令/評決の数にかなりの増加が認められたことであった。もっとも顕著な例が、首都イスラマバード市内のモスク、ラール・マスジド(Lal Masjid)の敷地内にカジ裁判所(Qazi court)が設置されたことであった。当該カジ裁判所(Qazi court)が設置された当初、そこで扱われた訴訟事件のうちのひとつが、政府によって当該裁判所に付託されたものであったとの情報を耳にして、かなりの数の者が驚きをあらわにした」という。 [27a] (p36, Administration of justice; Jirga system sanctified)

- 11.11 国際危機グループ(ICG)は、2009 年 3 月 13 日付の「Pakistan: The Militant Jihadi Challenge」と題するレポートのなかで、次のように言及した。「...2009 年 2 月 16 日、アワミー国民党(ANP)率いる NWFP(北西辺境州)政府と、同州スワトー(Swat)地区 を実効支配するイスラム教スンニ派のタリバーン系過激派組織 Tehrik-e-Nifaz-e-Shariat-e-Mohammadi (イスラム法履行運動: TNSM)とが、パキスタン軍が提示した和平合意に署名した。NWFP(北西辺境州)政府は、同州のマラカンド地区(Malakand region)において、シャリーア(イスラム法)を施行することで合意、これにより 2009 年 2 月 16 日以降に提訴される一切の訴訟事件をシャリーア裁判所(religious courts)が審理する旨が取り決められた...。」 [3a] (pii)

- 11.12 *Daily Times* 紙は 2009 年 3 月 18 日付の記事で次のように報じた。「当局の話によると、タリバーンと NWFP(北西辺境州)政府との間で停戦合意が成立したことを受けて、スワト地区(Swat)のシャリーア裁判所(Sharia courts)が、火曜日(2009 年 3 月 17 日)に、これまでの訴訟事件をイスラム法に則って再検討する作業に着手したという。2 箇所のカジ裁判所(qazis)が、スワト地区(Swat)の中心都市であるミンゴラ(Mingora)での訴訟事件 30 件を再検討したが、すべての申立てにつき、その調停もしくは調査を求めて警察に委託したとした... マラカンド地方行政官 (Malakand Commissioner) の Syed Muhammad Javed 氏の話によると、スワトー渓谷(the valley)において、火曜日、イスラム法廷 7 箇所がその任務を開始した。」さらに同記事によると「ある熟練弁護士が、匿名という条件のもとで語ったところによると、適切なイスラム教育を受けていない裁判官は、シャリーア法(イスラム法: sharia law)に則って行われる審理の場への出廷は認められていなかった。同弁護士によると、11 名の民事判事、4 名の民事判事補(additional civil judges)およびセッションズ判事(sessions judge)1 名が当該法廷への出廷を認められなかった。」とした。[55f]
- 11.13 Nizam-e-Adl Regulation(NAR – Islamic law)に関して、USSD IRF Report 2009(米国務省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると、同報告書の対象期間(2008 年 7 月から 2009 年 6 月まで)の終わりには、マラカンド(Malakand)は再び NWFP(北西辺境州)政府の統治下へと戻ったものの、依然として NAR は執行されていなかったとした。[2n] (Section II: Legal/Policy Framework)
- subsections on [Hudood Ordinances](#) および [Qisas and Diyat Ordinances](#) ならびに 第 4 節: [Recent Developments](#) も参照のこと

反テロリズム法および法廷

- 11.14 USSD Report 2008 に、以下のような言及があった:
- 「反テロリズム法が施行されたことで、政府が、暴力的な犯罪行為、テロ行為、宗派間の憎悪[対立]を煽ることを意図した言動、および国家に対する犯罪行為については、例外的に裁判上の手続きを簡略化することが可能となった。こうした法廷に提訴された事案については 7 業務日以内に判決が下されることになっていたが、裁判官が、要求に応じて、この期間を延長することも可能であった。通常の手続きにおいては、各高等裁判所および最高裁判所が、上記裁判所の判決に対する上訴請求を受け入れた。人権活動家たちは、政治的な操作の影響を以前よりも受けやすくなるおそれがあるとして、こうした迅速化を図った制度が並存することを非難した。」 [2k] (Section 1e)
- 11.15 USSD Report 2008 によると「反テロ法廷は、当該被告人が有罪であるということ信じることにつき、同法廷が合理的な理由を有する場合、保釈を与えないものとする。治安部隊は、裁判所からの許可を要することなく、テロ行為の疑われる者の活動を制限し、その者の資産を差し押さえ、さらには、何ら容疑もなく 1 年を限度にこの者を拘留することができる」という。[2k] (Section 1d) フリーダムハウス(Freedom House)は、2009 年 7 月 16 日に発表した「世界自由度報告書 2009 年度版(*Freedom in the World 2009*)国別報告

書・パキスタン」のなかで「同国の一般的な司法制度の範疇外にある、反テロリズム法廷などの裁判所は、正当な法の手続きが一部遵守されないまま、運営されている」と言及した。[19a]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

軍事法廷および軍事法

- 11.16 HRW(ヒューマン・ライツ・ウォッチ)が 2007 年 12 月 19 日に発表した、「適法性の崩壊: パキスタン当局、弁護士および裁判官の取り締まりに動く (Destroying Legality: Pakistan's crackdown on Lawyers and Judges)」と題した報告書のなかに、以下の記述があった:

「民政移管後も軍の権限を制度上存続させるべく、そうした取り組みの一環として、2007 年 11 月 10 日、ムシャラフ大統領は、1952 年軍事法 (1952 Army Act) を修正した。これを受けて、以前は、同国の通常の裁判所が管轄権を有していた多岐にわたる犯罪につき、軍が民間人を審理することが可能になった。こうしたものには、下記の諸法令に規定のある犯罪行為が含まれる:

- 1908 年爆発物取締法(the Explosive Substances Act, 1908);
- 1952 年パキスタン治安維持法(the Security of Pakistan Act, 1952)の規定に基づき、公序に悪影響を及ぼすとされる行為;
- 1965 年パキスタン軍事令(the Pakistan Arms Ordinance, 1965); 1974 年国家反逆行為取締法(the Prevention of Anti-National Activities Act, 1974);
- 1997 年反テロリズム法(the Anti-terrorism Act, 1997);
- パキスタン刑事法上の各項

軍事法(Army Act)が修正されたことを受けて、今では、一般市民についても、反逆行為や(動乱)扇動を働いた者から、「公に悪影響を及ぼすような発言をする」といった比較的軽微とされる犯罪行為を行った者にいたるまで、軍事法廷(military courts)において裁かれることになる。[13c]

- 11.17 同上の報告書によると、さらに以下の言及があった:

「...修正された当該法律に則り、特別軍事法廷(special military courts)にて民間人を当事者として行われる裁判については公開されず、取調べは軍の将校(military officers)によって行われる。通常の裁判において憲法や法律上規定のある直接証拠の原則(rules of evidence)および裁判上の手続き等は、適用されない。これまでもパキスタンの治安部隊は、重大な虐待事例に関して長きにわたり刑事上の責任を免れてきたのに、今回の軍事法(Army Act)の修正を受けて、こうした問題の深刻化にますます拍車がかかるものと思われる。第一に、民間人を当事者とした審理を軍事法廷が管轄することにより、軍による虐待を受けた被害者の家族の者は、以前に比べて、訴えを提起することをためらうようになるものと思われる。さらには今回の軍事法(Army Act)の修正を受けて、その効力が 2003 年にまで遡ることで、近年になってその責任を問われている数多くの違法な拘留につき、こうした行為を働いた軍側に、これらを合法であるとする主張の機会を与えることになりかねない。ムシャラフ大統領(当時)が最高裁判事を解任して同法廷を掌握するに至る以前、最高裁は約

400 件にのぼる「失踪」事件の調査を行っていた。こうした失踪事件の一部にはテロ容疑者に関わるものもあったが、それにも増して、政府に敵対する者たちを対象としたものが数多くあった。チョードリー(Chaudhry)長官以下、パキスタン最高裁は、パキスタンの各情報機関がテロ容疑者や敵対者らを違法に拘留し、さらには司法当局に対して司法上の手続きを通じてかかる個人を解放(free such individuals)もしくは審理を行う(process them)よう度々要請してきたことにつき、決定的な証拠があることを公式に発表した。最高裁からの圧力を受けるかたちで、多数の「失踪」者が解放されたが、こうした者は、仮に自らの辛い体験を公に語った場合には、逮捕あるいはさらに厳しい措置をとると脅された。」 [13c] (Amendments to Laws under Emergency Rule)

- 11.18 英ウェブマガジン Opendemocracy の公式サイトに 2007 年 11 月 12 日付で掲載された「パキスタンにおける多方面にわたる危機(Pakistan's multi-faceted crisis)」と題した記事によると、今回の軍事法(the Army Act)の改正は:

「...政治上の言動等(political spectrum)で容疑をかけられた民間人を軍法会議にかけけることを可能にする内容のものである... 当局者は、従来の刑法下ではテロ実行犯を有罪とする判決を得ることが困難である点を指摘して、今回の修正を擁護する立場であるが、一方で批評家たちは、(特に)民間人が「公に悪影響を及ぼすような発言をした」との理由で軍事法廷への出廷を命じられる可能性をとりあげて言及している。当該規定は、拡大解釈を許す内容のものであるため、現在拘留されている、おおよそすべての法律家、政治活動家および人権活動の有志者らが、当該規定に則り軍事法廷にて裁かれる可能性がある。」 [78]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

連邦直轄部族地域

- 11.19 USSD Report 2008 によると、連邦直轄部族地域(FATA)には、独自の法制度である、辺境地域犯罪法規(Frontier Crimes Regulation: FCR)が存在するという。その内容は:

「...共同責任[連帯責任(collective responsibility)]の概念を採り入れたものである。FATAにおいては、各部族のリーダーたちが裁判を担っていた。彼らは、イスラム法および部族の慣習に従って審理を行った。被告人には、弁護人を同席させる権利、保釈請求または上訴請求の権利が認められていない。罰則として通常の場合、罰金が科せられた。中央政府から各部族地区への赴任を命じられた役人が、こうした裁判手続きの監視を行い、必要であれば最長で 14 年の懲役を科すこともあった。FCR に則り、FATA の住民は、civil bureaucracy に対して、判決を不服とした訴えを提起することも可能であった。その一方で、監視団員のなかには、FATA での裁判手続きにおいては、判決を不服とする上訴請求が、司法当局による上訴審で審理されることが認められていない点を問題視する者もいた。

「各人権 NGO は、共同責任(collective responsibility)という概念についても懸念を表明した。この共同責任という考え方に従い、パキスタン当局は、ある逃亡者が自ら当局へ自首するかもしれないかしくは当該者が属する部族地域がその地域

独自の伝統に則ってこの者を罰しないかぎり、連帯責任と称して、この地域から任意の者を拘留したり、その者の自宅を取り壊したり、財産を没収するかもしれない、あるいは村全体に包囲を敷くなどの措置をとった。

「同年、FATAにおいて、宗教上の過激派組織および武装勢力が、司法を含めて同国の正規の統治機構と並存するかたちで、独自の統治を開始したとする報告が増えた。この地域で行われる公開処刑は、こうした傾向を最も如実に示す事例といえる。」 [2k] (Section 1e)

subsection [Sharia Courts \(Islamic Law\)](#) および第 8 節: [Security situation](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

部族内での司法制度

11.20 USSD Report 2008 に以下の言及があった:

「シンド州(Sindh)およびパンジャブ州(Punjab)内の在郷の領主(feudal landlords)やパシュトン(Pashtun)およびバローチ(Baloch)の各部族地域の酋長ら(tribal leaders)が、地元の評議会(council meetings)(パンチャーヤト(panchayats)もしくはジルガ(jirgas)との名称で知られている)を現在もお召集しており、同国内の正規の司法制度を無視することも時折あった。こうした評議会(councils)は、とりわけ農村部において見られ、地域でのいさかいを解決し、さらには犯罪者であると判断した者に対して罰金、禁固、時には死刑にいたるまで、部族内で適用される罰則を科していた。パシュトン(Pashtun)地域においては、上記のような評議会(councils)は、パシュトン部族法典(Pashtun Tribal Code)の概要に則って(under the outlines of)開催されていた。当該法典に基づき、その地域の男性、その者の家族、さらにはその男性が属する部族(tribe)には、自らの名誉を回復すべく、その真偽のほどは問わずして(real or perceived)悪事に対して復讐をする義務が課せられている。こうしたいさかいは、女性や土地を巡って頻繁に発生し、暴力沙汰になる例が多かった。」 [2k] (Section 1e)

11.21 子どもの権利擁護協会(The Society for the Protection of the Rights of the Child)が 2009 年 5 月に発表した「パキスタン国内の子どもを取り巻く状況 2008 年(*The State of Pakistan's Children 2008*)」と題する報告書(SPARC Report 2008)のなかに、以下の言及があった:

「パキスタン憲法上、ジルガ(jirgas)制度は、同国の司法制度において、正規の裁判制度と並存するものとして認められている。ジルガ(jirgas)は、FATA(連邦直轄部族地域)において実際に機能しており、辺境地域刑事法規(Frontier Crime Regulations: FCR)をその根拠法としている。パキスタン憲法により、こうした「ジルガ(jirgas)」制度は、最高裁や高等裁判所の補完をなすものとして認められている。換言すれば、パキスタンの正規の司法もしくは司法制度および同地域以外で適用される通常法律は FATA(連邦直轄部族地域)においては適用されないことを意味している。パキスタン国内は半封建的な社会であり、各地域に有力な在郷の領主が存在している。こうした各共

同体(Biradaries)の長は独自に法律を制定し、独自の司法制度(ジルガ(jirgas)およびパンチャーヤト(panchayats))を設けている。ここでの徳義(honour)というものに対する考え方は、同国内の通常法律のものとは異なっている。ジルガ(jirgas)制度は、パキスタン国内の主要4州のなかでも非公式的な範囲(informal level)内においてその役割を果たしている。その運用面においては地域ごとにいくつか違いが見られる場合も考えられるが、原理や構造の面では一様である。同国内の各都市部においてもジルガ(jirgas)制度の影響が色濃く見られ、農村部のこうした制度が、都市部においても広がりを見せており、正規の司法制度と並存しているケースも見られる。」 [71e] (p36)

- 11.22 アジア人権委員会(AHRC)は、2008年12月11日に発表した報告書「パキスタンの人権状況(AHRC Report 2008)」のなかで次のように言及している:

「部族内で行われる裁判では、証言やうわさが証拠としての第一義的な位置を占め、さらには、証人として出廷した者の世間での名声もしくは社会的な影響力が考慮されて、それに従って評決が下される場合も多い。必然的に女性は性的に墮落した存在であると見なされ、それゆえ彼女たちによる証言はほとんど重要視されていない。審理の際には傍聴人も立ち会い、いずれか一方の当事者についた後、判決を下す者に対してやじを飛ばして圧力を加える。言うまでもないことだが、最も人々の支持を集める評決が常に1つだとは限らない。公正さ(justice)と興奮した傍聴者たちの考えに挟まれて、こうした状況から折り合いをつけることは容易なことではない。審理の際に迷信が入り込む余地も十分考えられる。あるケースでは、被告人が熱せられた木炭の上を歩くように言われ、その者が苦痛を感じないかもしくはそれを見せない場合、当該被告人は無罪とされる...」 [52b] (p16)

- 11.23 アムネスティ・インターナショナルは、2002年8月1日付で発表した「パキスタン: 部族内での司法制度(The tribal justice system)」と題する報告書において、以下のように言及している:

「sardar(部族の長)以下、部族の長老たちで構成されるか、または当該争い事があり重大事ではない場合、部族内の各地元代表者らで構成される、部族内でのジルガ(tribal jirgas)(字義通り、集会を意味する; faislo, シンド語では集会と裁決の両方の意味をもつ; パンチャーヤト(panchayat), 長老たちで構成される評議会)は、臨時もしくは定期的に召集・開催される。こうしたジルガ(jirgas)は、土地や水利権をめぐる争いから、相続、「徳義(honour)」に関する掟に違反した事実の有無、さらには部族間もしくは部族内での殺害等、当事者間で相対する主張につき、実に様々な問題を取り扱う。sardar(部族の長)もしくは部族内の下位の指導者らは、定期的に「裁き(adjudication)」の日を開催する。その日取りは人々の間で周知されており、様々な不平・もめ事を抱えた人々がこれらの解決を求めてその場に足を運んだ。sardar(部族の長)は「裁き(adjudication)」に関して正規の教育を受けることはない。sardar(部族の長)たちがアムネスティ・インターナショナルに語ったところによると、彼らはジルガ(jirgas)の進行のしかたを父親から教わったとした。あるsardar(部族の長)は、「ジルガ(jirgas)に関することはすべて私の頭の中に入っている。これを体系化する必要などない... 何をもって公正とするか、その判断に必要な独自の情報を私は持っている」と語った。この者以外にも、当該部族において何をもって公正と判断するかに関しては、法典化もしくは体系化されて

いないが、明確にはされているとした。」 [4b] (p7, The jirga or faislo or panchayat system)

11.24 同上の報告書はさらに続けて:

「ジルガ(jirga)は、当事者間のいさかいの経緯を把握している sardar(部族の長)または sardar(部族の長)のもとへ訴えを提起した告訴人によって開始される。事案によっては、sardar(部族の長)が単独で判断を下す場合もあるが、重大な問題については、部族の長老らの集会の場に持ち込まれることになる。原告および被告[被告人]の双方ともに、ジルガ(jirga)の場に本人が出席すること、さらにはその場で下された決定に従うこと、以上につき合意しなければならない。ジルガ(jirga)による裁判のあり方に賛成の立場の者は、こうした仕組みを民主的なものであると評してきた:「部族内には民主的な仕組みが浸透している。裁判についても当事者双方が合意した場合に限り、その解決を求めて sardar(部族の長)のもとへと赴く ... 審理を担当する sardar(部族の長)が尊敬に値する人物である場合、人々は紛争の解決を求めて、その者のもとへと赴くことになる。」ある 1 人の sardar(部族の長)は、アムネスティ・インターナショナルに語った。

「訴訟手続きは、一方の当事者が訴えを提起し、他方の当事者がこれに応じることで開始される。一部の訴訟事件については当事者の欠席が認められている同国の正規の司法制度とは異なり、部族による司法制度においては例外なく被告[被告人]自ら出廷しなければならない、事実を陳述することも本人が行わなければならない(present their case in person)。実際に、被告[被告人]本人が出廷していないとして、ジルガ(jirgas)裁判が後日に延期された事例もあった...」 [4b] (p6, The process of jirga)

11.25 同上の報告書には以下の言及があった:

「「裁判(trial)」に際しては、通常、当該事件の関係者全員が、裁判を執り行う者(the presiding person)の貴賓(guests)として、その場に招かれることになる。「我々は、善意からこうした裁判を執り行い、必要であれば電話による通話や食事の面での支援も行なっている... 我々は、ジルガ(jirga)裁判を執り行うにあたって、見返りを求めることは一切ない」ある部族の長(tribal sardar)は、アムネスティ・インターナショナルに語った。その一方で、この者が付言したことによると、今日では、部族の長の一部に、謝礼を求める者も出てきたという。概して「裁判上の手続き(proceedings)」それ自体が、「訴訟当事者(litigants)」に何らかの不利益を及ぼすにいたる事態には未だ陥っていないものの、こうした報酬を得る sardar(部族の長)が出てきたことは、ジルガ(jirga)制度の疲弊を示唆するものとして、多くの監視員が注視している。ラルカナ(Larkana)地区の元行政長官である Aslam Sindhrani 氏がアムネスティ・インターナショナルに語ったところによると、sardar(部族の長)は、部族内部で高位にある者として浴することのできる様々な恩恵に加えて(besides benefits to their status)、ジルガ(jirga)を行なったことに対する金銭的な見返りを求めていたとした。」 [4b] (p6, The process of jirga)

11.26 USSD Report 2008 に、以下の言及があった:

「数多くの部族評議会(tribal councils)が、死刑もしくは watta-satta marriages(氏族もしくは部族間で花嫁を交換すること)といった厳しい罰則を設けている。ここ数年のうちに、一部の部族管区(tribal agencies)、さらには スワトー地区(Swat)において、在郷の各武装勢力が、各々独自に裁判制度を運営するに至り、そこでは審理の適正な手続きもしくは透明性はほとんど顧みられることなく、これらを犠牲にすることによって、審理の迅速化が図られたとの報告が数多く寄せられるようになった。AHRC (アジア人権委員会)の報告によると、2002 年以降、パキスタン国内で 4,000 人を超える者—このうち 3 分の 2 は女性であった—が、ジルガ法廷(jirga courts)において下された判決に基づき処刑されたとした。上位の各裁判所は、こうしたジルガ法廷による判決は違法であるとしてきたが、一方、AHRC の報告によると、こうしたジルガ裁判に関わった者のなかに、下院(parliament)において議席を有する者がいるとしている。」 [2k] (Section 1e)

11.27 AHRC Report 2008 に、以下の言及があった:

「過去 6 年間で 4,000 人をこえる者が、同国の国内法上違法とされているジルガ(jirgas)または部族による裁判の下、処刑[殺害]された。うち 3 分の 2 は女性であった。その処刑[殺害]方法も残酷なものが多かった。こうした処刑[殺害]の犠牲となった女性の多くが、婚外で親密な関係を持ったとの疑い(こうした類の申立ては往々にしてでっち上げられたものが多い)をかけられたか、あるいは、強姦の被害を受けたかもしくは家族の取り決めに反した婚姻を企てたとの疑いをかけられ、Karo - kiri または「不名誉な[非難さるべき]女性(black women)」と見做された者である。こうした処刑[殺害]は今日では「名誉殺人(honour killing)」として知られるようになり、こうした類の裁判では不条理な判決が容易に宣告されることから、とりわけ他の家族に財産を奪われたことに憤る男性の家族構成員が、婚姻を持ち出すことでそうした財産をめぐる争いの解決を図ったり、恨みを晴らす手段として利用してきた。」 [52b] (p14)

第 23 節: Women, subsection Honour killings も参照のこと

11.28 パキスタン人権委員会(HRCP)が 2008 年 3 月 29 日に発表した報告書「パキスタンの人権状況 2007 年(State of Human Rights in 2007)」に以下の記述があった:

「同国内の正規の司法制度とは一線を画するジルガ(jirgas)の制度について、これを違法とする旨の明確な判断が下されたにもかかわらず、2007 年を通して、ひき続きジルガ(jirgas)による裁判が行われていた。政府もこうしたジルガ(jirgas)裁判を是認することに関して反対の立場であるというわけではないように思われた。パキスタンは、アフガニスタンとの 2 国間での様々な問題の解決に、合同会議(joint jirga)を積極的に活用し、その開催に向けて全面的な支援を行った。北ワジリスタン地区(North Waziristan)での治安の維持を図るべく、同年中の大半の期間において、当局が主催するジルガ(集会)(officially-sponsored jirga)が精力的に開催された... たとえば、スワトー地区(Swat)での政府による軍事作戦に反する内容のものを含めて、パキスタン政府が、ジルガ(jirgas)が下した決定を尊重しない場合もあった。(もちろん)ジルガ(jirgas)が、女性保護法(the Protection of Women Act)の規定に反する決定を下した場

合には、当局がこれを尊重しないこともあった。vani(ヴァンニ)/swara (スワラ)として知られる児童強制結婚の慣習を是認したジルガ(jirgas)の構成員に対して、訴訟手続きが開始されることもあった。ただし、上記のような事例はいくつかあったものの、パキスタン政府は概ね、同国全土にわたってあらゆる刑事事件につき判断を下すジルガ(jirgas)およびパンチャーヤト(panchayats)との間で、問題を抱えるに至ったことはなかったと思われる。」 [27a] (p36, Administration of justice; Jirga system sanctified)

(下記subsection: [Qisas and Diyat Ordinances](#) を参照のこと)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

独立かつ公正な裁判

- 11.29 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2008 年中の出来事を扱った「世界レポート 2009 年度版(World Report 2009)」において、以下のように言及している:

「総選挙で勝利を収めた PPP(パキスタン人民党)をはじめとする野党各党が、政権の座に就いたことを受けて、ムシャラフ大統領(当時)によって自宅軟禁下に置かれた全判事が、その拘束を解かれ、復職した。ムシャラフ氏によって解任された 42 名の判事のほとんどが、PPP 主導の連立政権の下で、憲法に基づき新たに宣誓をした上で復職を果たした。一方で、公の場で再三にわたって主張してきたこととは裏腹に、ザルダリー(Zardari)大統領は、自身の公約やナワーズ・シャリーフ(Nawaz Sharif) PML-N 党首との間で交わした合意—戒厳令下、当時のムシャラフ大統領によって恣意的に解任され、拘束状態におかれていたイフティハール・ムハンマド・チョードリー(Iftikhar Muhammad Chaudhry)前最高裁長官を復職させること—を反故にした。」 [13a] (Judicial independence)

第 3 節: [History](#) も参照のこと

- 11.30 ジェーンズ社は「国別リスク評価・パキスタン(Sentinel Country Risk Assessment for Pakistan)」と題した報告書の「内政(Internal Affairs)」の項(2009 年 7 月 23 日更新)のなかで、ザルダリー(Zardari)大統領が 2009 年 3 月 16 日、イフティハール・チョードリー(Iftikhar Chaudhry)元最高裁長官を復職させることで合意したとした。ジェーンズ社の同報告書によると「政府は、前政権下で解任された判事の大半につき、新たに宣誓を行った者については徐々に復職させたものの、チョードリー(Chaudhry)を含めて、政権と距離をとっていた(independent-minded)判事らについては、その復職を棚上げしていた」とした。 [36g] (Pakistan People's Party (PPP)) 最終的にイフティハール・チョードリー(Iftikhar Chaudhry)氏は、2009 年 3 月 21 日土曜日午前零時をもって正式に最高裁長官に再任されることになった。(BBC News, 2009 年 3 月 22 日) [35n] フリーダムハウス(Freedom House)は、「世界自由度報告書 2009 年度版(Freedom in the World 2009)国別報告書(Country Report)」のなかで、以下のように言及している。「(2008 年)6 月、新政権の下で、最高裁判所が、従来の 16 名から 29 名の裁判官で構成される旨に改められた。同年末までに解任された最高裁判事 13 名のうち 5 名が再任され、残る 8 名のうち 3 名については退官、チョードリー(Chaudhry)を含む 5 名については、依然として解任されたままの状態であった。」 [19a]

第 4 節: Recent developments も参照のこと

- 11.31 USSD Report 2008 は、パキスタンにおける司法権の独立に関して、次のように言及している:

「法律上、司法の独立が謳われているが、実際には、司法当局は、下位、上位の裁判所を問わず行政による影響を受けていた。2007 年の非常事態により、最高裁判所および州高等裁判所の裁判官が解任され、さらには、同期間に発布された暫定憲法令(Provisional Constitutional Order: PCO)の下で新たに宣誓した裁判官に限り復職が認められるとの状況を受けて、行政による司法への介入というものは、ますますその度合いを強めていった...下位の裁判所においてはひき続き不正がまかり通っており、裁判所として有効に機能しておらず、加えて経済的、宗教的、政治的に傑出した人物による圧力を受けていた。司法当局の人事に関して政治色がみられることも、司法制度に対する政府の支配が強まっていることを窺わせた。裁判官の数が不足していることおよび訴訟の処理が効率的に行われていないことから、一審および上訴審の双方において、訴訟案件に相当の滞留が見られた。係属中の訴訟件数はそれぞれ、シンド州の下位裁判所および治安判事裁判所においては(2008 年)11 月時点で 120,000 件、ペシャワール高等裁判所においては(2008 年)9 月時点で 13,000 件、最高裁判所においては(2008 年)10 月 31 日時点で 16,596 件あった。」 [2k] (Section 1e)

- 11.32 さらに同上の報告書によると:

「民事、刑事および家族のいずれの法廷においても、公開の場での審理、無罪の推定、弁護士による相手方の証人に対する反対尋問および判決に対する上訴請求が認められている。陪審裁判は行われていない。裁判官が不足していること、未処理の訴訟事件が数多くあること、裁判上の手続きが冗長であること、頻繁に休廷が宣言されること、および政治的な圧力により、訴訟事件の審理は通常数年にも及び、被告[被告人]は再三にわたって出廷しなければならなかった。担当の弁護士が交代した場合には、訴訟が最初からやり直しとなった。」 [2k] (Section 1e)

- 11.33 *PakTribune* が 2009 年 5 月 5 日に報じたところによると、パキスタン最高裁判所の補助裁判官(Registrar)の Dr Faqir Hussain 氏の記録によれば、係属中の訴訟数が、最高裁判所においては 19,055 件、連邦シャリーア裁判所では 2,092 件、ラホール高等裁判所では 84,704 件、シンド高等裁判所では 18,571 件、ペシャワール高等裁判所では 10,363 件、さらにバローチスターン高等裁判所においては 4,160 件あったとした。同氏によると、下位裁判所においては計 1,565,926 件の訴訟が係属中であり、その内訳は NWFP(北西辺境州)が 187,000 件、バローチスターン州(Balochistan)が 7,664 件、シンド州(Sindh)が 144,942、パンジャーブ州(Punjab)が 1,225,879 件であったとした。 [97a]

- 11.34 フリーダムハウス(Freedom House)は「世界自由度報告書 2009 年度版(*Freedom in the World 2009*)国別報告書・パキスタン」のなかで、次のように言及している。「下位の裁判所は、ひき続き汚職や、地元の当局者、有力者およびイスラム過激派からの圧力ならびに公判前の拘留期間の長期化の要

因となる訴訟の大幅な滞留に悩まされていた。軍事政権下、最高裁判所は行政府の支配下におかれていた。」 [19a]

- 11.35 国家説明責任局(National Accountability Bureau: NAB)が扱う案件に関して、USSD Report 2008 には、以下のような言及がある。「パキスタン政府の主張によると、NAB が扱う案件は、各政治組織の所属の如何にかかわらず、公正な判断に基づき摘発されたものだとしているが、実際には、野党政治家が告訴される可能性が相対的に高かった。NAB が、軍もしくは司法関係者を訴追した事例はなかった。説明責任法廷(Accountability courts)は、保釈を許可する権限を与えられていない。唯一 NAB 議長が、拘留者の釈放の可否およびその日時について決定する権限を有する。」 [2k] (Section 1e)

NABに関するさらなる情報については [Section 18: Corruption, subsection the National Accountability Bureau \(NAB\)](#)を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

二重の危険(Double jeopardy)

- 11.36 パキスタン国内の法律事務所と協議した後、英国外務連邦省(FCO)は、2008年2月12日付の書簡に、以下のように記述している:

「我々(パキスタン国内の法律事務所)は、英国において有罪判決を受けた者が、パキスタン本国に帰国した後に、同一犯罪で再度裁判にかけられ、刑を宣告される可能性があるか否かを明確にするために、同国での二重の危険(double jeopardy)に関わる法律上の規定を綿密に調べた。その結果、以下の結論に達した:

「1898年刑事訴訟法(当該「法律」)第403節(Section 403)によると、ある犯罪行為につき管轄権を有する裁判所においてすでに審理を受け、有罪もしくは無罪の判決を受けた者が、無罪もしくは有罪が確定していない間に(sic)、同一犯罪で再び裁判を受けることはない。しかしながら、すでに無罪もしくは有罪の判決を受けた者であっても、以下のいずれかに該当する場合、裁判にかけられる可能性がある。(a)別個の犯罪行為にそれぞれ別個の容疑がかけられうる場合; すなわち同一人物によって複数の犯罪行為が行われた場合(b)初犯(first offence)を構成する当該行為の結果として複数の別個の違反が惹起される場合 (c) 初犯(first offence)を構成する同様の行為によって別個の違反行為が行なわれた場合、ただし当該被告人の初犯の審理を担当した裁判所に裁判管轄権がなかった場合(any other offence constituted by the same acts which constituted the first offence but which the court which first tried him was not competent to try)

「法第403節が適用されるには、以下の要件が満たされなければならない:
i) 被告人が当該犯罪行為に関してすでに裁判にかけられていること
ii) 上記裁判が裁判管轄権を有する法廷において行われたこと、および
iii) 無罪もしくは有罪いずれかの判決あるいは命令がすでに下されていること
[11g]

- 11.37 同上の書簡に、以下のように言及されていた:

「「前の有罪判決(*autrefois convict*)」すなわち二重の危険(*double jeopardy*)の禁止の原則が 1973 年パキスタン・イスラム共和国憲法(「憲法」)第 13 A 条において継承されており、いかなる者も 同一の犯罪で一回を超えて起訴もしくは処罰されない旨が、憲法上保障されている。

「... 英国内の裁判所で有罪判決を受けた(ある)人物に、1898 年刑事訴訟法(以下「法律」)第 403 条(*Section 403*)が適用されるかどうかを確かめるためには、法律第 403 条が適用される際の規定の条件を満たしているかどうかを確かめる必要がある...当該法律は、当該法律の条文上で使用される「裁判管轄権を有する裁判所」という用語が、国外の裁判管轄権を有する裁判所をも含むかどうかにつき何ら規定していない。しかしながら、当該法律が国外の裁判所も含むことを意図したものであるとする場合、ある特定の条文の参照(*specific reference*)、すなわち 1997 年麻薬および向精神薬の不正取引の防止に関する法(*Control of Narcotic Substances Act, 1997*)上のある特定の条文の参照(*specific reference*)が「国外の裁判管轄権を有する裁判所」においても為されることになる(*However, where the legislature has intended to extend cover of any statute to foreign courts it has done so by specific reference i.e. in the Control of Narcotic Substances Act, 1997 specific reference is made to a 'foreign court of competent jurisdiction'*)。したがって、法律第 403 条の「裁判管轄権を有する裁判所」とはパキスタン国内の裁判管轄権を有する裁判所に限られるということができる...

「私見を述べると、パキスタン憲法第 13 条 A 項に規定された憲法上の保障(*constitutional guarantee*)についても同様に、二重主権法理(*the doctrine of dual sovereignty*)の下、ある被告人を同一の行為に基づいて 2 か国がそれぞれ個別に連続して訴追することが可能であることから、パキスタン国外で審理され、有罪を宣告された違反行為については、その保障の効力は及ばないこととなる。」 [11g]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

刑法典

刑法典の条文

- 11.38 パキスタン刑法(*Act XLV of 1860*)の全文については、最近の修正条項を含めて、公式サイト pakistani.org で閲覧できる。 [14a]

キサース(*Qisas*)およびディーヤ(*Diyat*)令

- 11.39 米務省の「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2004 年度版(*USDD IRF Report 2004*)」には、以下のような見解が述べられていた:

「イスラム刑法には、キサース(*Qisas*)(「相手に同様の苦痛を与える復讐刑」)およびディーヤ(*Diyat*)(「殺人犯が遺族に対して支払う刑罰としての賠償金制度」)が用意されている。キサース(*Qisas*)は実際に部族地域において適用

されていた。たとえば「ジルガ(jirga)」(部族の長老らで構成される評議会)において殺人者に対して有罪判決が下された後、当該被害者の遺族がキサース(Qisas)による死刑を選択したとされる。ディーヤ(Diyat)による刑罰も、特に NWFP(北西辺境州)において、時折実施されていた。被告人を赦免する権利は、原則として、政府ではなく被害者の家族のみに与えられている。キリスト教徒の活動家らの主張によると、イスラム教徒が非イスラム教徒を殺害した場合、当該殺人者は遺族に対してディーヤ(Diyat)を支払うことで殺人罪を回避できる一方、逆に非イスラム教徒がイスラム教徒を殺害した場合には、上記のような選択は可能ではなく、懲役刑または死刑に服することしか道は残されていないとした。被害者が非イスラム教徒もしくは女性の場合、その遺族に支払われる賠償金は、被害者が男性である場合と比べて額が少ない。」 [2c] (Section II)

- 11.40 USSD Report 2008 によると「各人権団体は、キサース(Qisas)およびディーヤ(Diyat)について規定した法令に関して、事件の被害者もしくはその遺族が、告訴を取り下げる代わりに、加害者と賠償のあり方をめぐって交渉する可能性をひらくものであるとしてこれを非難した... たとえば名誉殺人(honor crimes)は、大抵の場合、家族内で発生したが、こうした場合、犯行者が交渉の末に名目的にすぎない金銭的な賠償を支払うことで被害者側と合意し、より厳しい刑罰を免れることが可能になる等問題があった」とした。 [2k] (Section 1e)

上記 sub-sections [Shari'a Courts \(Islamic Law\)](#); および [Tribal Justice System](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

冒とく法(Blasphemy Laws)

- 11.41 米 국무省が作成した「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版 (USSD IRF Report 2009)」の導入部には、以下のような見解が述べられている。「憲法上、言論の自由は「神聖なるイスラーム(glory of Islam)」の利益の下、法律の規定に基づき「合理的な」範囲内で一定の制約を受ける。」さらに同上の報告書の第 2 節(Section II)によると「同国の冒とく法(blasphemy laws)の各規定に違反した場合に科される刑罰につき、イスラームもしくはその預言者を汚した場合には死刑が、聖書コーランの神聖さを汚すかもしくは冒とくした場合には終身刑が、さらに他者の宗教的な思想・考えを侮辱した場合には 10 年の禁固刑がそれぞれ科されることになる」とした。 [2n] (Section II)

当該法の規定および当該法が各宗教上のグループに与える影響に関する詳細については、第 18 節: [Freedom of Religion](#), sub-section [Blasphemy Laws](#) を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

フドワード令(Hudood Ordinances)

- 11.42 パキスタン人権委員会は、2008 年 10 月 13 日に閲覧した「女性の地位委員会 (National Commission on the Status of Women)」が 2003 年に発表した報告書につき、以下の記述を引用した:

「1979 年に、以下の 4 つのフドゥード令(Hudood Ordinances)が施行された:

1. ジナ(Zina)とされる犯罪(換言すると、強姦、誘拐、姦通および姦淫)(フドゥード執行)令、1979 年
2. カジフ(Qazf)とされる犯罪(換言すると、他人を傷つける意図から Zina を行ったとの虚偽の非難を行うこと)(ハッド執行)令、1979 年
3. 財産に対する犯罪行為(換言すると、窃盗)(フドゥード執行)令、1979 年
4. 禁止(すなわち、禁酒および麻薬の禁止)(ハッド執行)令、1979 年」 [27b]

- 11.43 フリーダムハウス(Freedom House)の「世界自由度報告書 2009 年度版 (*Freedom in the World 2009*)国別報告書・パキスタン」によると「シャリーア裁判所において、強姦、婚外での性交渉、および飲酒、賭け事、財産をめぐる犯罪を違法行為として規定した 1979 年フドゥード令(Hudood Ordinances)が施行されている。こうしたフドゥード令(Hudood Ordinances)には、懲役および科料に限らず、姦通罪に対して適用される石投げによる死刑をはじめとして、イスラームの教義に基づいた刑罰も規定されている。イスラームの教義に基づいた刑罰を科すには、かなりの程度の証拠が求められることもあり、実際に司法当局がこうした刑罰を宣告した例はない」とした。[19a]

- 11.44 USSD Report 2008 によると「2006 年女性保護法(2006 Women's Protection Act)の制定以前は、フドゥード令(Hudood Ordinances)に基づき、シャリーア(イスラーム法)の規定に反した者に対して、手足の切断や石投げによる死刑などのイスラームの教義に則った刑罰を科すことも可能であった。同年(2008 年)において、当局がこうした刑罰を科したとする報告はなかった」という。[2k] (Section 1c)

- 11.45 上記に関して、USSD Report 2007 に以下のような言及があった:

「当該法律(女性保護法: Women's Protection Act)が制定されたことを受けて、フドゥード令(Hudood Ordinances)のなかでも特に問題が多いとされた条項が廃止された。フドゥード令(Hudood Ordinances)は、強姦および姦通罪に適用される罰則を規定し、概して、家族の者が子の婚姻に関わるあらゆる選択に干渉する際に、虐待的な夫がその妻を意のままに支配するうえで、あるいは近隣の住民が他人の私事に立ち入る際に、利用されてきた。今回新たな法律が制定されたことを受けて、強姦罪の裁判管轄権がイスラム法廷から一般的な刑事法廷に移されることになった。婚外での性交渉は依然として犯罪行為とされていたが、その一方で、今回の新法により、こうした事件につき警察による調査・取調べに関する権限は剥奪されることとなった。警察の育成・訓練の機会が不足していること、当該法についての専門的知識が不足していることがその背景にあった。当該法律が成立したことを受けて、警察は、通常[民事上]の裁判所(civil court)判事の許可なく、女性の被疑者を夜間、警察署内に勾留してはならないとされていた...女性保護法案(Women's Protection Bill)が可決した後、女性を被告人とする一切の訴訟事件が、フドゥ

ード令(Hudood Ordinances)ではなく、当該女性保護法(Women's Protection Act)が扱う事件とされるようになった。」[2h] (Section 1e)

11.46 USSD Report 2006 のなかに以下のような言及があった:

「賭け事、飲酒および財産上の犯罪行為を禁じる等、現在でも有効となっているフドゥード令(Hudood Ordinances)の条項(sections)については、非宗教的な通常の刑事法廷においても、審理の際に適用されている(are tried)。当該フドゥード令では、イスラムに則った刑罰が適用されることが予定される事件については、証拠に関して厳しい基準が設定されており、男性と女性、さらにはイスラム教徒と非イスラム教徒とで、その証言の重みに差異化がはかられている...比較的軽微とされる世俗の(タージールの: Tazir)刑罰を含めて、フドゥード令(Hudood)に規定のあるあらゆる事件に関して、金銭および契約上の履行をめぐるトラブルを含めて様々な事項につき、男性と女性との証言の重みに違いが設けられている。通常、フドゥード令(Hudood Ordinances)は非イスラム教徒には適用されないが、イスラム教徒が犯した不法行為によって、非イスラム教徒が不利益を被った場合には、例外的に当該法令が非イスラム教徒にも適用されることになる。」[2b] (Section 1e)

11.47 パキスタン人権委員会は、2009 年 4 月 1 日に発表した「パキスタンの人権状況 2008 年(The State of Human Rights in 2008)(HRCP Report 2008)」と題した報告書の中で、次のように言及した:

「「ハッド(Hadd)」刑が適用されるうえで、非イスラム教徒による証言は、被告人も同様に非イスラム教徒である場合にかぎり、法廷の場で採用される。同一の犯罪行為を行った際には、イスラム教徒は、非イスラム教徒に比べ、より厳しい罰則に処せられる。たとえば、強姦およびジナとされる犯罪行為(zina)に対して適用されるハッド(Hadd)刑にも違いがある。イスラム教徒は石投げによる死刑に処せられる一方で、非イスラム教徒は鞭打ち刑 100 回に処せられることになり。しかしながらこれまでにハッド(Hadd)による刑罰が実際に執行された例はない。」[27e] (p73, Freedom of thought, conscience and religion)

11.48 2006 年 12 月 1 日に女性保護法(Women's Protection Act)が発布された以降の状況に関して、USSD Report 2008 には以下のような言及があった:

「オーラット財団(Aurat Foundation)によると、女子拘留者のおよそ 66%が、フドゥード令(Hudood Ordinances)に規定のある姦通等の罪(adultely-related offenses)を犯したとして、その公判を控えていたとした。女性保護法(Women's Protection Act)の制定を受けて、強姦の被害者である女性が、フドゥード令(Hudood Ordinances)に基づいて逮捕されるおそれはなくなり、さらに、ジナ犯罪令(zina laws)(婚外での性交渉について規定した法律)に規定のある要件 — 姦通を犯したのではなく、強姦被害を受けたことを証明するために、4 名の証言を必要とする要件 — 削除された...女性保護法(Women's Protection Act)が可決して、規定内容がとりわけ女性に対して厳しかった上記のイスラム法令が改められたことを受けて、パキスタン当局は 300 名から 500 名の女子拘留者を釈放した。2007 年 7 月には大統領が Law Reforms Ordinance を発布、これによりフドゥード令(Hudood Ordinances)に基づき収

監された女子拘留者にも保釈請求の資格が認められることになった。」
[2k] (Section1d)

- 11.49 フドゥード令(Hudood Ordinances)の規定に基づいて収監された女子拘留者の釈放に関して、USSD(米国務省)の IRF Report 2009(世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると「およそ 2,500 名の女子拘留者が釈放された... こうした者の多くは、すでに社会的に排除された存在と見なされていたがゆえに故郷に戻ることも出来なかった。こうした事情から、少数ではあるが拘留されたままの者もいたが、大半の者が政府が運営する施設に収容された。姦淫、姦通および酒類所持の容疑により、フドゥード令(Hudood Ordinances)に基づき逮捕された女性は、現在では女性保護法(Women's Protection Act)に則って裁判を受けることになっている。」 [2n] (Section II)

第 19 節: Freedom of Religion: [Hudood Ordinances](#), および第 23 節: Women: [Women's Protection Act](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

12. 逮捕および拘留 – 法律上の権利

- 12.01 米 국무省発表の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)の中に、パキスタン当局は恣意的な逮捕および拘留を禁じる法律の規定を常に遵守したわけではなかったとの言及があった。同報告書は、逮捕の際の法律上の手続きに関して、以下のように詳述している:

「供述調書(First Information Report: FIR)は、一切の逮捕について、その法的な根拠となるものである。警察は、申立人が、犯罪が行われた事実について筋の通った証言を申し立てる場合には、FIR を作成するものとする。FIR を作成することで、警察は、これに記載した被疑者を 24 時間勾留することができる。その後は、警察がかかる拘留が取調を行うに際して必要不可欠であることを示す場合には、唯一治安判事(magistrate)のみが、当該拘留期間をさらに 14 日間延長する旨の命令を下すことができる。しかしながら、実際のところ、警察当局が、こうした拘留に関する制限について、専らこれを遵守することはなかった…」 [2k] (Section 1d)

- 12.02 USSD Report 2008 はさらに続けて:

「各部門の調整・取りまとめを担う第三者的立場の担当官(district coordination officer)は、90 日間を限度とする予防的な拘留(preventive detention)を命じる権限が与えられており、さらに裁判所の許可を得たうえで拘留期間をさらに 90 日間延長することができる。各人権団体は、テロ組織とのつながりを疑われた数多くの者が、無期限に予防的な性格の濃い拘留の下に置かれたとして、こうした対応を非難した。汚職事件に関しては、国家説明責任局(National Accountability Bureau: NAB)が、15 日毎に裁判所からの同意を得ることを条件として、被疑者を無期限に拘留することができる。」 [2k] (Section 1d)

- 12.03 保釈の許可の可能性および法律上の手続きに関して、同上の報告書には以下のような言及があった:

「法の規定により、拘留者は、逮捕後 30 日以内に裁判を受けることになっている。フドゥード令(Hudood)、通常のパキスタン刑法ともに、保釈可能な犯罪行為と保釈が適用されない犯罪行為双方の規定がある。保釈可能な犯罪行為については保釈請求訴訟を経る必要があり、通常ならば保釈が適用されない犯罪行為についても 10 年未満の懲役刑に相当するものであれば、裁判所の裁量により保釈が認められることもある。実際には、裁判官が、警察や地域住民の求めに応じて、あるいは賄賂を受け取ることで、こうした保釈請求を却下した。多くの場合において、告訴後 6 か月もの間、裁判が開始されず、なかには公判前の拘留期間が当該犯罪行為に対して適用される刑期の最長を上回る事例もあったという。人権に関する活動を行っている NGO の概算では、刑務所に収容されている者のおよそ半数が、裁判の開始を待っている者であったとした。」 [2k] (Section 1d)

- 12.04 1997 年の Act II により、改正された Code of Criminal Procedure, 1898 は、パンジャーブ警察のウェブサイトで閲覧できる。当該法律には、逮捕および裁判上の手続きが成文化されており、さらに、各種手続き上の指針、特に裁判

所の権限、さらには逮捕、逃亡および再逮捕(recapture)、(重要参考人等の)出廷を強制する召喚権限(compelling appearance before a court)、各種書類の作成、法廷での動産の扱い(movable property before a court)、unlawful assembly、起訴手続きにいたるまで、あらゆる規定が含まれている。[38]

12.05 USSD Report 2008 はさらに続けて:

「特別法は、NAB (国家説明責任局)または反テロリズム法廷に持ち込まれた事件に適用される。NAB が管轄する各事件の被疑者は、告訴なしに 15 日間拘留される場合もあり(裁判所の同意を得た上で同期間を延長できる)、さらには、告訴前での弁護士との接触を禁じられることもある。パキスタン政府は、NAB が管轄する事件について個人の所属政党とは無関係に扱われるとしているが、野党政治家が起訴される可能性のほうが高かった。NAB は、軍または司法に携わる者については起訴しなかった。」 [2k] (Section 1d)

第 9 節: Security Forces; Police, subsection [Arbitrary Arrest and Detention](#); 第 11 節: [Judiciary, subsections Anti-Terrorist Act and Courts](#), および [Independence and Fair Trial](#); Section 19: Religious Freedom, subsection [Legal procedure for blasphemy charges](#) および 第 33 節: [Exit Control List](#) を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

13. 刑務所の状況

- 13.01 アジア人権センター(Asian Centre for Human Rights: ACHR)作成の「南アジア人権状況指標 2008 年度(South Asia Human Rights Index 2008)」によると、2007 年において、パキスタン国内 82 箇所の刑務所に、計 89,542 名が収容され、その大半の者が(すでに有罪判決が確定した受刑者ではなく)、公判を控えた拘留者であったとした。[67b] (p78) 米 국무省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)には、次のような記述があった。「刑務所の状況は極めて過酷であり、国際的な基準を満たすものではなかった。富裕層もしくは著名な囚人向けの監房を除いて、過剰な収容が広くみられた。SHARP(人権擁護および囚人支援に関する団体: Society for Human Rights and Prisoner's Aid)によると、同国内 87 箇所の刑務所につき、当初、計 36,075 名の収容を予定していたところ、実際にはおよそ 90,000 名が収容されていた。」[2k] (Section 1c)
- 13.02 パキスタン人権委員会 (HRCP)が 2009 年 4 月 1 日に発表した年次報告書「人権の状況 2008 年度版(HRCP Report 2008)」によると「...シンド州(Sindh)に 20 箇所ある刑務所の総収容定員は 9,000 名であったが、実際には 20,000 名を超える囚人が収容されていた...」とした。さらに同報告書によると、59,000 名の囚人がパンジャブ州(Punjab)内の 32 の刑務所に収容されていたが、そこでの総収容定員は 21,000 名にすぎなかったという。[27e] (p54, Jails, prisoners and 'disappearances')
- 13.03 上記に関して、USSD Report 2008 は以下のように言及している:

「主として刑務所内での劣悪な居住環境に端を発した暴動が発生したとの報告があった。たとえば(2008 年)9 月 15 日には、刑務所の当局者が、母の葬儀への参列を求める Muhammad Yousaf 死刑囚の申し出を却下し、そのうえ、こうした許可を求めた Yousaf 死刑囚を他の囚人たちの目の前で殴打したことから、これに腹を立てた囚人たちが暴動を起こした。シンド州(Sindh)の刑務所では、看守(prisons inspector)が、暴動を理由に、刑務所副所長(jail deputy superintendent)および所長補佐(assistant superintendent)による同施設への立ち入りを一時拒否した。

「(2008 年)10 月 4 日、ハイデラバード中央刑務所の囚人らが、同刑務所において基本的な設備が不足していること、さらには同所職員による汚職の疑いがあることを理由に暴動を起こした。1,000 名を超える囚人が脱獄し、(いわば同胞の)囚人 40 名を対象とした独房監禁および囚人一般に対する基本的な収監状況に関して抗議の声を上げた。一連の衝突で警察は囚人 4 名を負傷させた。その後、囚人たちは、刑務所側からの要求に応じて投降した後、拷問を受けることはないとする旨の文書による確約を同所職員から得たことで、ようやく刑務所施設の包囲を解いた。シンド州検事総長[司法長官(attorney general)]は、拷問があったとする主張に関して、その事実の調査に乗り出すことを約束した。

「10 月には、カラチ(Karachi)、ムルタン(Multan)およびタイマールガラ(Timergara)の各刑務所においても暴動が発生した。各国の刑務所をめぐる様々な問題に果敢に取り組んでいる NGO、グローバル財団(GF)の話による

と、ラワルピンディ(Rawalpindi)市内にある Adiala 刑務所において、同所に基本的な設備が整っていないことが原因で、8 月にかけて 20 名が亡くなったとの報告があったという。」 [2k] (Section 1c)

- 13.04 SPARC が 2008 年 5 月に発表した「パキスタンの子どもの状況 2007 年(The State of Pakistan's Children 2007)(SPARC Report 2007)」と題する報告書には、以下の言及があった:

「パキスタン国内の囚人、とりわけ死刑囚は、監房に過剰に収容され、虐待を受けることも度々ある。死刑囚向けの監房は、大抵の場合、小部屋でトイレが備え付けられており、刑務所の周囲は約 3 フィートの高さのある壁で外界と隔てられている。人権団体の話によると、時折 12 名もの囚人が 1 つの監房内に押し込まれることもあるという。政府の諮問機関、パキスタン司法委員会(Law and Justice Commission of Pakistan)の調査によると、死刑囚向けの監房 1 室あたり通常 3 ないし 6 名の囚人が収監されていたとした。」 [71d] (p108)

第 14 節: [Death Penalty](#) も参照のこと

- 13.05 USSD Report 2008 に以下の記述があった:

「赤十字国際委員会(ICRC)は、同委員会がパキスタン全土の刑務所を対象に第三者的な立場から立ち入り調査を行う旨、同国当局と合意した。しかしながら、本合意は部分的に遵守されたにすぎず、同年(2008 年)末時点において、パンジャーブ(Punjab)州およびバローチスターン州(Balochistan)での ICRC による視察訪問が行われていなかった。地方、州もしくは国のレベルを問わず全ての当局者が、一部の人権団体およびジャーナリストに対して、未成年者および女子の囚人を対象とした刑務所の状況につきその視察を許可したが、一方で最も劣悪とされる男子囚人の刑務所の状況の視察については、これをほとんど認めないか、あるいは適宜認めたにすぎなかった... 刑務所職員は、未成年犯罪者(child offenders)を、成人犯罪者とわずかに仮施設設(barracks)で隔てただけの同じ敷地内の収容施設に収容した。警察が、拘留者と有罪が確定した犯罪者とを隔離することなく一緒に収容することが度々あった。精神を病んでいる囚人は、大抵の場合、十分な治療を受けることができず、通常の囚人と隔てられることなく一緒に収容された。」 [2k] (Section 1c)

- 13.06 米 국무省の「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版(USSD IRF 2009)」に以下の記述があった:

「伝えられるところによると、警察は拘留者を拷問、虐待し、時にはこうした者の超法規的な処刑にも関与することがあったという。宗教上の少数派が拷問や虐待の被害者となる事例において、当該被害者らが特定の宗教的信条を信奉していることが、かかる不利益を被る要因となっていたのかどうかについては、大抵の場合において確かめることは不可能であったが、キリスト教徒やアフマディー教団(Ahmadiyya communities)の主張によると、こうした信徒が虐待を受ける可能性は相対的に見て高いとした。一般的に、非イスラム教徒の囚人は、イスラム教徒の囚人のものと比べて、粗末な収容施設を割り当てられ、信仰の拠りどころとなるもの(spiritual resources)への接触も認められていない。なお、少数派の宗派への改宗は、世間一般からの反発を

避けることから、大抵の場合、人目を避けて内密に行われていた。」 [2n]
(Section II: Abuses of Religious Freedom)

- 13.07 HRCP Report 2008 によると「2008 年において、同国全土の各刑務所で、少なくとも 76 名の囚人が亡くなった。こうした事例の多くで拷問があったことが疑われている。さらに同年において、少なくとも 163 名の囚人が傷害を負わされた」とした。[27e] (Highlights: Jails, prisoners and ‘disappearances’)
- 13.08 2009 年 1 月 3 日付の *Daily Times* 紙は、ラウルピンディ(Rawalpindi)市内にある Adiala 刑務所内に建設された教会の開所が目前迫っていることを報じた。Adiala 刑務所は刑務所敷地内に教会を構える最初の事例となる。250 名を超えるキリスト教徒の囚人がそこを訪れると予想される。同刑務所を視察訪問した者の話によると、キリスト教の信者らは、今後政府による財政面および運営面での支援を受けながら、州各所の刑務所内に教会を建設する意向であるとした。[55a]

第 19 節: [Christians](#) も参照のこと

- 13.09 USSD Report 2007 に以下の記述があった:

「農村部の各部族に限らず、シンド州(Sindh)およびパンジャブ州(Punjab)の領主(landlords)が、各々違法に監獄を運営していた。5 月 21 日には、男女と子どもの 20 人ほどが、シンド州(Sindh)の在郷領主、Tahir Khan Khosa が運営する監獄から脱獄した。脱獄者らは、Khosa に対して期日通りに借金を支払うことができなかったことから、過去 3 年にわたり収監されていたと主張した... 各メディアの報道によると、在郷の準軍事的なグループもまた、各々監獄を運営しており、こうした施設では、収監者が身体的にも精神的にも苦痛を受けていたとした。」 [2h] (Section 1c)

- 13.10 USSD Report 2008 はさらに続けて「各人権団体が報じたところによると、シンド州(Sindh)の農村地帯の領主ら(landlords)が、非正規に 50 もの監獄を管理しており、あわせて約 4,500 名の債務労働者(bonded laborers)を収容していた」とした。[2k] (Section 6c)

未成年者向けの刑務所の状況については、第 24 節: Children, subsection [Judicial and penal rights](#) も参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

14. 死刑

- 14.01 パキスタンは、通常の犯罪行為に対して死刑を存置している(アムネスティ・インターナショナル, 死刑: 死刑廃止国および存置国, 2009 年 7 月 3 日閲覧) [4c] こうした犯罪行為には、殺人、冒とく行為、武器の取引、麻薬の密売、武装強盗、公共の場で女性から身に着けている衣服を剥ぎ取ること、婚外での性交渉および強姦等が含まれる(ヒューマン・ライツ・ウォッチ, 「未成年犯罪者を対象とした死刑制度の廃止に向けての国際間での取り組み(Enforcing the International Prohibition on the Juvenile Death Penalty)」, 2008 年 5 月 30 日) [13e] (p16) さらに USSD Report 2008 の中には「パキスタン刑法の規定により、預言者ムハンマド(Prophet Muhammad)を冒とくした者は、死刑または終身刑に処せられる」との記述があった。[2k] (Section 2c) 英国外務連邦省が 2009 年 3 月 26 日に発表した「人権に関する年次報告書 2008 年度版(Human Rights Annual Report 2008)(FCO Annual Report 2008)」によると、「有罪の確定した囚人のほとんどが、最低限要求される基準さえ遵守されないなかで行われた裁判で有罪判決を受けた者たちである。パキスタン当局は、27 にのぼる犯罪行為について死刑を適用するとしているが、これらのほとんどが ICCPR(市民的および政治的権利に関する国際規約)上の文言にある、もっとも重大な犯罪には該当しないものである」とした。[11e] (p154)
- 14.02 FCO(英国外務連邦省)の年次報告書 2008 年度版によると、パキスタンにおいて、死刑執行の件数は増加傾向にあり、推計でおよそ 7,000 名の死刑囚がいるものと思われるとした。[11e] (p154) パキスタン人権委員会の概算では、2008 年において、およそ 7,500 名の囚人がいたという。同年(2008 年)中、237 名に死刑が宣告され、伝えられるところによると 36 名の者に対して死刑が執行されたという。(「2008 年の人権状況」2009 年 4 月 1 日) [27e] (Highlights: Jails, prisoners and 'disappearances') 上記に加えて、「2007 年および 2008 年の上半期を通じて、パキスタン国内で男性 3 名および女性 2 名が石投げによる死刑を受けた。これらはいずれも正規の裁判制度に基づくものではなく、部族内での評議会(tribal jury)が下した評決に則り執行されたものであった」とした。(Hands Off Cain 2008 Report) [77]
- 14.03 ユースフ・ギーラーニー(Yousuf Gillani)首相は、2008 年 6 月 21 日、死刑が終身刑に減刑される見込みであることを明らかにした。しかし 2008 年には減刑声明後の 16 件を含めて、計 36 件の死刑が執行されたとされる。さらに、2008 年 11 月には、ザルダリー(Zardari)大統領が、死刑の適用をサイバー犯罪で人が死亡したケースにまで拡大する命令を発した。(アムネスティ・インターナショナル「年次報告書 2009・パキスタン」2009 年 5 月発行) [4d] (死刑) 死刑の減刑について、ヒューマン・ライツ・ウォッチは「世界レポート 2009 (HRW Report 2009)」のなかで、「(2008 年)7 月に行われたヒューマン・ライツ・ウォッチとの会談の席で、ギーラーニー(Gillani)首相は、死刑を減刑する考えをあらためて強調した。しかしながら、パキスタン人権委員会(Human Rights Commission of Pakistan)によると、6 月に減刑の声明が出されてから、本報告書作成中の同年終わりまでに、15 名以上が処刑された」とした。[13a] (死刑) さらに HRW Report 2009 によると「パキスタン司法相が死刑の減刑に消極的とされ、死刑の適用を制限する提案を阻んでいるとされる」という。[13a] (死刑) FCO(英国外務連邦省)の年次報告書 2008 年度版によると「パキスタン最高裁は、今回の死刑減刑に向けた取り組みがシャリーア

裁判所(Shari'a courts)において有罪判決を受けた者について適用することが可能であるかどうか、現在検討中である」とした。[11e] (p155)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

15. 政治上の所属

政治的な表現の自由

- 15.01 米 국무省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)の中に、以下の記述があった:

「法律上、国民の多数派が自らの政権を交代させる権利を有する旨が規定されており、同年(2008 年)中に行われた国および州レベルでの総選挙の結果、野党連合が政権に就くこととなった。北部地域(Federally Administered Northern Areas)、FATA(連邦直轄部族地域)およびアザド・カシミール(Azad Kashmir)は、同国内の他の主要 4 州とは異なり、特異な制度(unique systems)の下におかれていた。大統領は依然として... 憲法第 58 条 2 項 b 号の規定により、下院を解散させる権限を有していた」

「ギルギット(Gilgit)やバルティスタン(Baltistan)を含めた北部地域(Federally Administered Northern Areas)の住民は、パキスタン国会に自らの代表者を選出していない。当該地域での行政上の執務は、任命を受けた官吏がこれを行う。当該地域の立法審議会(Northern Areas Legislative Council)には、独自に法律を制定する権限はなく、あくまで助言を行う権限のみが与えられた機関にすぎなかった。パキスタン政府は、1994 年法的枠組み令(Legal Framework Order)に基づき、北部地域(Northern Areas)を直接統治している。ICG(国際危機グループ)によると、統治に関して規定した当該法律が、中央政府による北部地域(Northern Areas)への支配を強固なものにする根拠となっている一方で、同地域の住民の基本的な政治的および市民的権利を否定することに利用されているという。

「FATA(連邦直轄部族地域)の住民は、当該地域の有権者数に比べて、割合に数多くの代議員をパキスタン国会に選出しているが、当該部族地域にかかわる事項について、連邦の意思決定に際して、何ら発言権を与えられていない。こうした事項は大統領の専管となっている。部族地域の住民には、地元政府を交代させる権利が与えられておらず、住民の選挙による審判を仰いでいない(unelected) 文官が、同 FATA を構成する各部族管区(tribal agencies)を名目上統治しているにすぎなかった。2007 年には FATA において当該地域住民の民意を反映した代表制を導入すべく選出評議会(Elected Councils)が設置されたが、同地域を統治する上で積極的な役割を与えられていたわけではなかった。政党法(Political Parties Act)は FATA には適用されず、そのため当該地域での政党による政治活動または事務所の開設/運営が禁じられていた。イスラーム・ウラマー党(Jamiat Ulema-e-Islam: JUI)やイスラーム党(Jamaat-e-Islami: JI)といった宗教色のある各政党が、上記法律の如何にかかわらず、FATA において公然と活動を行っていたことから、一部の政党にはこうした規則を無効であると主張するものもあった。

「HRW (ヒューマン・ライツ・ウォッチ)の年次報告書 2006 年度版によると、アザド・カシミール(Azad Kashmir)は、独自の憲法を有し、これに則り、立法議会(legislative assembly)および州首相(prime minister)を置くことが認められているものの、その一方で、同地方のパキスタンへの編入(accession)を支持する立場をとらない政党および候補者には、被選挙権が与

えられていない。同上の年次報告書によると、アザド・カシミール(Azad Kashmir)には、名目的ながら代表選出権(nominal representation)が認められているにもかかわらず、実際には、連邦政府が当該地域における重要な意思決定事項を握っているという。カシミール憲法の下、52 項目におよぶ政策上の重要な(決定)事項の権限が、首都イスラマバードにあるアザド・カシミール評議会(Azad Kashmir Council)に委ねられている。なお、同評議会の評議員の内訳は、数の上で中央政府に有利な構成になっている。さらに加えて、連邦政府(federal government)は、その裁量により、選出されたカシミール立法議会(Kashmiri legislative assembly)を解散させることができる。」 [2k] (Section 3)

15.02 米 국무省の「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版(USSD IRF Report 2009)」には以下の記述があった:

「パキスタン政府は、特定の宗教グループ、信仰もしくは宗教上の教義の解釈に基づいた政党を結成することに制約を課していなかった。しかし政府は、かつてテロ組織や過激派組織とつながりを有していたとして、イスラム系政党や関係のある聖職者らの活動については、これらを監視した。国および州レベルの各議会において、非イスラム教徒に一定数の議席が確保されている。議会での得票に応じて各党に議席が配分される。パキスタン下院(National Assembly)では 10 議席が非イスラム議員に留保されており、さらに町村評議会(union councils)、郡評議会(tehsil councils)および県評議会(district councils)を含めて、各地方のあらゆるレベルにおいて、少数派が代表者を選出していた。少数派の候補者は各州議会においても選出され、NWFP(北西辺境州)、パンジャーブ州(Punjab)、シンド州(Sindh)およびバローチスターン州(Balochistan)において、それぞれ 3 名、8 名、9 名および 3 名の非イスラム教徒の候補者が議席を獲得した。」 [2n] (Section II: Legal/Policy Framework)

15.03 USSD Report 2008(米 국무省の国別人権報告書 2008 年度版)はさらに続けて:

「(2008 年)2 月 18 日、パキスタンで総選挙が実施され、この結果、野党が躍進し、ユースフ・ギーラーニー(Yousuf Gilani)首相以下、PPP(パキスタン人民党)主導による連立政権が誕生することになった。総選挙は、幾度にもわたる延期を経て、ようやく実施された。直近では 2007 年 12 月に、ベーナズィール・ブットー(Benazir Bhutto)・パキスタン人民党 (PPP) 総裁が暗殺されたことを受けて、延期が決定された。(2008 年)9 月 6 日には、両議院の議員および州議会議員からなる選挙人団による大統領選挙が実施され、その結果、ブットー(Bhutto)女史の夫である、アースィフ・アリー・ザルダリー(Asif Ali Zardari)氏が、8 月 18 日に辞意を表明したペルベズ・ムシャラフ(Pervez Musharraf)氏に代わり、大統領に就任した。PPP およびその連立相手となった政党は、同国中央の行政および立法の各府さらには国内主要 4 州のうち 3 州の議会における支配を手中に収めた。PML-N(パキスタン・ムスリム連盟ナワーズ派)は、パンジャーブ(Punjab)州議会での支配を手にした。当初、PML-N は中央政府において PPP 最大の連立相手であったが、8 月 25 日には連立から離脱した。表向きの理由は、PML-N が 2007 年の非常事態宣言の下で解任された判事の復職についてこれを頑なに要求し、譲歩の構えを見せなかったためとされた。

「国内外の選挙監視団は、2月に実施された総選挙に関して、いくつか重大な欠陥が見られたものの、概ね複数の政党・候補者らによって争われ、かつその結果は民意を反映したものであったとした。政府は、既存の政党すべてについて、選挙戦に参加することを認めた。主要の各政党が今回の選挙戦に参加した。その一方で、パキスタン・正義の運動(Pakistan Tehreek-e-Insaf: PTI)、バローチ人(Baloch)を主体とする各政党の一部、および統一行動評議会(Muttahida Majlis-e-Amal: MMA)に加わっている各政党の一部が選挙戦をボイコットした...「自由かつ公正な選挙の実施[実現]のためのネットワーク(Free and Fair Election Network: FAFEN)」として知られる各市民団体のネットワークによって、投票日前に、同国全土において、治安職員や地元の地主らが、有権者や各政党に対して脅しをかけたとの事例が克明に記録された。とりわけ、こうしたネットワークの監視員らは、警察が、候補者や政党関係者らに対して、こうした者たちにとって不利益となる内容の調書を作成する(register cases)という脅しをちらつかせながら、圧力をかけた事実につき言及した。伝えられるところによると、警察が度々、野党による政治集会の開催を許可せず、さらには、有権者に対して PML-Q(パキスタン・ムスリム連盟カーイデ・アーザム派)に投票するよう圧力をかけたとされる。FAFEN はさらに、諜報職員が候補者らに対して選挙戦から身を引くよう圧力をかけたとする事例についても詳細に記録した。

「投票日当日、有権者の中には選挙権を剥奪される者、脅しを受ける者もいた。NWFP(北西辺境州)および FATA(連邦直轄部族地域)の 4 箇所の各投票所、ならびにシンド州の 1 箇所の投票所において、女性の有権者が投票を禁じられ、さらにこうした投票所以外にも投票を自粛するよう説得される例もあった。女性有権者の投票率は、女性専用の投票所(female polling stations)で行われたものも含めて、同国全体で落ち込んだ。」 [2k] (Section 3)

[Political system](#) および [Freedom of speech and media](#) を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

集会および結社の自由

- 15.04 USSD Report 2008(米務省の国別人権報告書 2008 年度版)によると「パキスタン国内法上、集会および結社の自由は、法律の範囲内において保証される旨が規定されている」としている。 [2k] (Section 2b)
- 15.05 集会の権利に関して、同上の報告書には以下の記述があった:

「当該権利は憲法上規定されているが、実際には、政府が、集会の自由について選択的に制限(selective restrictions)を科した。法律の規定に則り、各地区(district)の当局は、警察の許可を得ていない 4 名を超える集会につきこれを禁ずることができる。これとは別に、アフマディー教徒については 1984 年以降、会合もしくは集会を開くことが禁じられてきた。2006 年の状況とは異なり、同年においては、政府が、非合法化された宗教上の過激派組織による集会の開催を許可したとの報告はなかった。警察が、デモ参加者、市民団体メンバー、政治活動家およびジャーナリストに対して予防的な性格の濃い拘留

(preventive detention)を度々行ったり、公権力を過剰に行使した。」
[2k] (Section 2b)

15.06 結社の自由に関しても、同上の報告書には、以下のような記述があった:

「パキスタン憲法の規定により、法律の認める範囲内において、結社の自由が保障されている。各 NGO はパキスタン政府に対して届け出を行う必要がある。フリーダム・ハウス(Freedom House)によると、同国内の NGO およそ 100,000 団体のうち、実際に届出を済ませている団体は半数にも満たないという。同年において、著名な NGO のなかで、こうした届け出に関して同国政府との間で問題を抱えるにいたったとする団体はなかった。一部団体が届け出を行うことなくひき続き活動を行ったが、訴追されることはなかった。フリーダム・ハウスによると、パキスタン社会福祉・特別教育省(Ministry of Social Welfare and Special Education)が 2007 年初頭に NGO の活動について自主的な行動規範[行動基準](voluntary code of conduct)を導入したことに対して、NGO 各団体が一斉に抗議したという。同行動規範によると、パキスタン政府には NGO の活動を制限し、団体の職員もしくは幹部を交代させ、さらには当局に従わない団体についてはその資産を凍結する権限が与えられている。実際のところ、これまでに当該規範が適用された事例はなく、NGO の活動に支障が生じたことはない。」 [2k] (Section 2b)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

野党勢力および政治活動家

15.07 フリーダムハウス(Freedom House)の「世界自由度報告書 2009 年度版(Freedom in the World 2009)国別報告書・パキスタン」には以下の記述があった:

「ムシャラフ(前)政権(2008 年 2 月に退陣)は、2007 年から 2008 年の初頭にかけて、大々的な逮捕および予防的な拘留を行うことで、野党各党による政治活動をひき続き制限した。2008 年の総選挙は、2002 年に実施されたものと比べると、はっきりと進歩が見られたものの、全くの自由かつ公正なうちに行われたわけではなかった。国家の予算や各メディアが政権寄りの政党や候補者を支持すべく都合よく利用された。2002 年の総選挙の際に指摘のあった有権者名簿をめぐる不事実記載は改善されていなかった。投票結果は概ね各投票所において公表されず、選挙区全体で結果が集計されるという事情もあり、一部地域では各投票所で投票結果が不正に操作される可能性も否定できなかった。欧州連合が派遣した選挙監視団の話によると、多くの選挙区で投票結果をめぐる不正が疑われたとした。一方で、特に PPP(パキスタン人民党)をはじめとする野党関係者が犯罪の容疑をかけられ、さらには選挙日当日前にあらゆるかたちの嫌がらせを受けた。投票日当日に警察による脅迫を受けることもあった。選挙期間中に、政治的な集会が襲撃に遭ったり、各党の活動家らによる衝突が相次いで発生したことで 100 人以上が亡くなった。こうしたなか、今回の選挙を通じて見られた良い面としては、民間のメディアおよび「自由かつ公正な選挙の実施のためのネットワーク(Free and Fair Election Network: FAFEN)」といった市民団体が、暴力事件を公表したり、あるいは海外の監視団とともに投票行動を監視することを通じて、公正な選挙の実施に向けて重要な役割を担ったことであった。さらに加えて、一部制

限や不正がいくつか見られたものの、複数の政党・候補者らによって争われた総選挙を経て、野党連合が政権の座に就いたことも挙げられる。同選挙の結果は概ね、パキスタン国民の民意を反映したものであった。」 [19a]

15.08 2008年6月29日付の *Daily Times* 紙は、以下のように報じた:

「非合法の指定を受けた各武装組織が、カラチ市内で再び動きを見せ、各拠点での活動を再開している... これらの組織には名称を変更したものもあった。互いに対立する関係にある両組織、シパーヘ・サバハ・パキスタン予言者教友軍／デオバンド派(Sipah-e-Sahaba Pakistan: SSP)およびパキスタン・ムハンマド軍／シーア派(Sipah-e-Mohammad Pakistan: SMP)は、閉鎖されていた拠点での活動を再開、一時期、呼称をそれぞれ Ahl-e-Sunnat-Wal Jamat および Shia Ulma Council と改めていた。シーア派組織の Tehreek-e-Jafferia Pakistan (TJP) も Jafferia Student Organisation と改称した... これらの各組織は、カラチ市内全域でビラを配布したり、各所の壁にチョークでメッセージ等を記入している... さらには、こうした組織が、支配する地域内にあるモスクを拠点に活動を再開しているとの情報もある。」 [55n]

Section 8: Security Situation and Annex B: Political organisations も参照のこと

16. 言論の自由とメディア

- 16.01 国境なき記者団(Reporters Sans Frontiers – RSF)は、2009年5月1日に発表した世界レポート 2009年度版(World Report 2009)のなかで、以下のように言及した:

「1973年パキスタン憲法により、報道の自由は保障されているが、同国の国内法(the law)には依然として、ジャーナリストが「名誉毀損(defamation)」、「不道徳な行為(immorality)」およびイスラームもしくは同国の主権につきこれを侮蔑する等の罪を犯した場合には、懲役刑を宣告することができる旨の条項が明記されている。現在のところ上記の理由で服役中のジャーナリストはいないが、報道記者が諜報部員(secret services)から数時間にわたって「尋問」を受けるといった事例は珍しいことではない。」[23c]

- 16.02 米務省の国別人権報告書 2008年度版(USSD Report 2008)に、以下の言及があった:

「言論および報道の自由が法律上規定されており、パキスタン国民は社会一般の問題に関して概ね自由に議論することができた。一方で政府が政治的な活動を監視したり、メディアを統制することによって、批判を封じ込めることも度々あった。2007年の非常事態の下、当時の政府によって発布されたテレビやラジオの放送内容を制限する旨の法令は、依然として有効であったが、新たな政府がこの法令を施行することはなかった。ジャーナリストやその家族が逮捕、殴打および脅迫される事例が相次ぎ、こうしたことから、報道に従事する者が、多くの場合、自己検閲を導入・実施する流れへとなっていった。」[2k] (Section 2a)

- 16.03 フリーダム・ハウス(Freedom House)は 2009年5月1日、「報道の自由度 2009年度版(Freedom of the Press 2009)・世界各国の報道の自由度調査報告(Table of Global Press Freedom Rankings)」を発表し、そのなかでパキスタンを 195か国中 136位とした。フリーダム・ハウスは、パキスタンの報道の自由度を「不自由(Not free)」としたが、その一方で、主な調査項目の中には、同国での報道の自由に関して改善を示すものもあったとした。[19c] 同様に、国境なき記者団(Reporters Without Borders)も、2008年9月1日から2009年8月31日までを対象期間とする「報道自由度指数 2009年度版(Press Freedom Index 2009)」を発表しており、そのなかでパキスタンを調査対象国 175か国中 159位としている。RSF(国境なき記者団)は「ニュース報道に関して時流のうねりが見られるものの、パキスタン... ジャーナリストの殺害、ならびにタリバーンおよび軍当局の双方による攻撃という現状を前にして、萎縮している。今回の調査期間において、パキスタンで殺害されたジャーナリストの数は(ソマリアと並び)世界各国のなかでも最悪であった」とした。[23d]

- 16.04 2009年3月13日、国境なき記者団(Reporters Without Borders)は、パキスタン政府が、民間放送局の Geo News および Aaj TV の双方について、国内各主要都市での放送上の免許を取り消したことについてこれを非難した。今回の放送免許の取り消しは、2007年にムシャラフ大統領によって解任された判事たちの復職を要求する弁護士および反政府活動家らによるデモや抗議の意

を含めたロングマーチが同国全土で広がりを見せた最中に、打ち出されたものであった。[23b]

- 16.05 特に宗教および冒とく法(blasphemy laws)に関して、米 국무省の「世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版(USSD IRF 2009)」には以下の記述があった:

「言論の自由は、「神聖なるイスラーム(glory of Islam)」の利益の下、「合理的な」範囲内で、一定の制約を受ける。同国の冒とく法(blasphemy laws)に規定されている違反行為とそれに適用される刑罰であるが、イスラムもしくはその予言者への侮辱については死刑が、コーランの神聖さを侵すかもしくはこれを冒とくした場合には終身刑が、さらに、イスラム以外の宗教的な思想を侮辱した場合には 10 年間の懲役刑がそれぞれ科される。個人的な恨みを晴らすあるいは同じイスラム教徒のなかでも弱い立場におかれている者(vulnerable Muslims)、宗派上の敵対者、さらには宗教上の少数派にいたるまで、これらの者を脅迫する目的で、上記の法に基づき、訴えを提起する者も一部存在する。反テロリズム法(Anti-Terrorism Act)に基づき、言論によるものを含めて、宗教的な嫌悪を煽ることを意図したいかなる言動も、最長で 7 年間の懲役によって罰せられる。当該法律上の規定によると、事件を担当する裁判官は、当該被告人が有罪であると信ずることにつき合理的な理由を有する場合には、その者の保釈を認めないものとするが、実際にはこの保釈に関する規定は一律に適用されているわけではなく、適宜適用されている。

「宗教上の少数派に属する人々のものを含めて、他者の宗教的な思想を踏みにじる一切の言動が禁じられており、禁固刑によって罰せられる。しかしながら、実際には、少数派に属する人々が自らの宗教的な思想や考え方を侮辱されたと申し出た事例においては、冒とく法(blasphemy laws)の規定が執行された例はほとんどなく、さらにこうした事例が法廷の場に持ち込まれることも稀であった。2005 年に制定された法律により、警察上層部の職員は、冒とく行為にかかわる一切の容疑につき、これらが正式に訴えられる以前に、その事実関係を調査するように義務付けられている。非政府組織(NGO)の話によると、当該法律の規定は一貫して執行されているわけではなかったとした。」[2n] (Section II: Legal Policy/Framework)

- 16.06 さらに USSD Report 2008 によると、「反テロリズム法(Anti-Terrorism Act)に基づき、宗教的な嫌悪を煽ることを意図した資料もしくは非合法組織から入手した資料を所持または配布ことは禁じられている。Intermedia によると、同年(2008 年)、過激な内容の刊行物を対象とした取り締まりが 7 件行われたという: うち 3 件についてはパンジャブ州にて行われ、残り 4 件については NWFP(北西辺境州)およびシンド州においてそれぞれ 2 件行われた」とした。[2k] (Section 2a)
- 16.07 BBC News Country Profile(国別概観):パキスタン(2009 年 10 月 5 日更新)には、次のような記述があった:

「同国ではテレビ放送が主要なメディアとなっており、民間の放送局はおおよそ 50 局を数える。視聴者の大半が、ケーブルを介して、これらの放送を受信している。なお、民間の地上波テレビ放送局は存在しない。さらにこれまで 100 を超える FM ラジオ局が事業上の許可を取得してきた。各局は独自の二

ニュース番組を放送することは認められていない。その一方で北西辺境州の部族地域においては、数多くのFM局が無許可で事業を行っていると言われる。その多くが聖職者によって運営されている。こうした聖職者のなかには、宗派間の緊張を煽っているとして非難されている者もいる。

「政府は、憲法上および法律上の権限を行使して、報道にかかわる自由を制限している。民間放送局のニュース番組は 2007 年の非常事態を受けて中止に追い込まれた。さらに冒とく法の規定がこれまでジャーナリストたちに適用されてきた。

「パキスタン国内の新聞・雑誌は、南アジア諸国の中でも、最も率直な内容のものを含むとされるが、国民の識字率が 50%程度であることから、その影響は限定的である。

「通信分野での国際機関である ITU(国際電気通信連合)が、2008 年 3 月に推計したところによると、パキスタン国内において 1,750 万人のインターネット利用者がいたとした。パキスタン当局は一部のサイトについては遮断している。ブログ利用者の中には、政治に関する書き込みをする者も増えている。」 [35r] (Media)

- 16.08 ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists:CPJ)は、2009 年 2 月 10 日、『Attacks on the Press in 2008』と題された年次報告書を発表し、パキスタンに関して「ムシャラフ政権下においても、常時 11 の言語による新聞および雑誌が発行されていたが、そうしたなか、(テレビ局による)ニュース報道が目立って増えた。通常の番組と並行してニュース番組を放送するこれまでの多くの放送局に加えて、2008 年には、ニュース番組のみを扱った放送局が 25 以上も開局され、その事業を行っていた。こうした番組のほとんどがケーブルを介して同国全土で視聴されていた」とした。[22b]
- 16.09 USSD Report 2008(米務省の国別人権報告書 2008 年度版)には、以下の言及があった:

「英語、ウルドゥーの各言語で書かれた、数多くの独立系日刊紙および週刊紙、さらには雑誌が刊行されていた。パキスタン情報省(Ministry of Information)は、同国の主要な通信社である、国営共同通信(Associated Press of Pakistan)を支配・運営し、さらには、国内各メディアへの国際ニュースの配信についても目を光らせていた。少数の民間の通信社各社が、自主的に検閲を実施していた。軍は、報道機関を監視する 2 つの部署に加えて、軍独自の報道機関である Inter Services Public Relations を有していた。FATA(連邦直轄部族地域)においては、新聞は一切発行されていなかった。新聞や定期刊行物の発行者は、アザド・カシミール(Azad Kashmir)において、これらが発行するには、カシミール評議会(Kashmir Council)およびカシミール問題担当省(Ministry of Kashmir Affairs)から許可を得なければならなかった。当該地域で監視活動を行う者の話によると、許認可権を有する上記の機関は、本国からの独立を掲げるカシミール住民に同調的な内容を含む発行物については、これを認めない場合もあったとした。

「海外の雑誌や新聞はパキスタン国内でも刊行されており、さらに数多くの報道各社が同国に記者を駐在させていた。同国内でジャーナリストとして活動する際に必要となる就業ビザを取得することが困難な者もなかにはいたが、概ね自由に取材活動を行うことができた。パキスタン政府は、パキスタン国営テレビ(Pakistan Television)および同国全土にわたって各ラジオ局を管理・運営するパキスタン放送協会(Pakistan Broadcasting Corporation)を直接保有していた。双方ともに、ニュースの報道に際して、政府の見解を色濃く反映していた... 前政権の下で、新聞・雑誌等の活字メディアに対する行政府の支配を強化する旨の改正等が行われてきたが、現政権下でもこうした改正・修正等の内容が依然として有効であった... 海外本を増刷する際には、政府が行う検閲に合格する必要があるが、同年において海外本が発禁処分となったとする報告はなかった。書籍や雑誌は自由に輸入することが可能であるが、異論の余地のある性描写または宗教的な内容を含むものについては、検閲を受けることになる。

「公序良俗に反する出版物、何がそれに該当するのかについては政府によってきわめて広い範囲に定義されているが、出版差止め、没収等の処分を受けた。テレビおよびラジオ各局は、汚職、社会的な特権、麻薬、女性に対する暴力行為、さらには女性に対する差別的な扱い等、以前にはタブーとされてきたテーマを扱ったドラマやドキュメンタリー番組を報道している。」

[2k] (Section 2a)

- 16.10 USSD IRF Report 2009(米 국무省の世界各国の信教の自由に関する年次報告書 2009 年度版)によると「政府は概して、宗教にかかわる出版物につき、何らかの制約を課すことはないものの、一方でアフマディー教を扱った出版物の販売については禁止している。法律の規定により、イスラムもしくはその預言者への批判、あるいは他者の宗教上の信仰を侮辱する内容を含む一切の出版が禁じられている。」 [2n] (Section II: Legal Policy/Framework)

- 16.11 国境なき記者団(Reporters Sans Frontières – RSF)は「世界レポート 2008 年(World Report 2008)」のなかで、パキスタンに関して次のように報じた:

「パキスタン政府は(2007 年)6 月、テレビ局やケーブル放送事業者に対する規制官庁による検閲および支配の強化を柱とした「2007 年 PEMRA (パキスタン電子メディア規制庁)改正令」を発表した。これにより、PEMRA は、当該改正令に違反したテレビ局につき、その放送機材の没収、局舎の閉鎖および放送免許の取り消しといった措置をとることが可能となった... 今回の改正令を受けて、全てのメディア関係者を対象に、自爆攻撃(テロ実行犯、テロ実行犯の声明もしくはその被害者)に関するドキュメンタリー番組もしくはニュースを報道すること、同国のイデオロギー、主権、国としての完全な状態(integrity)もしくは治安を損なうおそれのある見解を示すこと、国家元首、軍および各国家機関をあざ笑う内容のニュースを報道すること、または係属中の訴訟事件に関して言及することが一切禁じられた。」 [23a]

- 16.12 しかしながら、USSD Report 2008(米 국무省の国別人権報告書 2008 年度版)によると、「PPP 政権は、前政権下で発せられた、パキスタン電子メディア規制庁(PEMRA)令に対する限定的な内容の修正案(restrictive amendments)を執行しなかった」とした。 [2k] (Section 2a)

- 16.13 2008 年 4 月 11 日、シェリー・レーマン (Sherry Rehman) 情報相が「生放送に対する禁止措置を無効とし、(さらには)...大統領、政府もしくは軍を「中傷する」ジャーナリストらに対して適用される罰則を撤廃する内容の法案を提出した」と報じられた。レーマン情報相は「今回の修正により、各報道機関に対する一切の規制上の措置が取り除かれる」とし、さらに「我々は、本省を本来の相応しい姿にし、さらには、各報道機関が生放送番組にかぎらず各々の判断により報道に値するとした一切の番組につきこれらを放送することを認める意向である」と発言した。(BBC News, 2008 年 4 月 11 日) [35q]
- 2009 年 3 月 13 日、シェリー・レーマン (Sherry Rehman) 情報相は、パキスタンの民間テレビ局が、パキスタン電子メディア規制庁(PEMRA)によって国内各地への配信を禁じられたことを受けて、(抗議の意を込めて) 辞任した。(Daily Times, 2009 年 3 月 14 日) [55q]

- 16.14 国境なき記者団(Reporters Without Borders)が 2009 年 11 月 3 日に報じたところによると:

「... 電子メディアを厳しく取り締まる旨の決定が 2 件下されたが、同国での報道にとって、大変深刻な後退を示唆するものとして、この事態を大変憂慮する。パキスタン電子メディア規制庁(PEMRA)は、ウルドゥー語でラジオ放送を行っている BBC Urdu に対して、現地ラジオ各局を中継局とするニュース放送を停止する旨の命令を下した。一方では、パキスタン国会が、パルヴェーズ・ムシャラフ(Pervez Musharraf)陸軍参謀長が政権の座にあった頃にまで遡る厳しい検閲(の制度)につき、これを承認する準備を進めていた... (2009 年)10 月 29 日、与党パキスタン人民党(PPP)所属の国会議員が議長を務める下院情報特別委員会(parliamentary information committee)は、2007 年 11 月に定められた電子メディアに関する法律上の各規定についても、PEMRA の管轄を明記した法に盛り込むべきとする決定を下した。これらの規定のもと、各テレビ局は、過激派グループによる声明、あるいは国家元首、軍隊もしくは司法制度を嘲笑もしくは誹謗中傷する内容のものを含めて「公序を乱す」おそれのある番組を報道することが禁じられている。番組放送者には「同国のイデオロギーおよび主権に対して悪影響を与える」いかなるニュースについても放送することを禁じる旨を規定した第 6 条項(clause 6)の内容が適用されている... 伝えられるところによると、パキスタン情報省は、BBC に対して、同社が PEMRA による介入を受け入れるという条件付きで、放送の再開を認める旨を約束した」 [23e]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

ジャーナリスト

- 16.15 USSD Report 2008(米国務省の国別人権報告書 2008 年度版)に、以下の言及があった:

「... NGO の Intermedia によると、12 月 23 日現在で、メディア関係者およびジャーナリストに対する襲撃が 40 件発生したとした。少なくとも 13 名のジャーナリストが殺害され、他にも 40 名が誘拐もしくは逮捕されたという (PPP 主導の連立政権が誕生して以降は、わずか 1 件の逮捕事例が報告されたにすぎない)。脅迫については 118 件発生しており、メディアが所有する財産を狙った犯行も 4 件あった。およそ 89 のジャーナリストおよびメディア機関

が、法廷において各事件につき係争中であった。同年中、各メディアの地方放送局、ジャーナリストおよびその家族が、治安部隊、政党、武装勢力および素性の分からないグループによる襲撃や脅迫の標的にされた。ジャーナリストが誘拐されることもあった。新聞各紙は度々、政府、有力政治家および軍の対応を批判した。自主検閲を実施していない各地方放送局は、時折、報復的な攻撃の標的とされた。」 [2k] (Section 2a)

- 16.16 フリーダムハウス(Freedom House)が 2009 年 7 月 16 日に発表した「世界自由度報告書 2009 年度版(*Freedom in the World 2009*)国別報告書・パキスタン」には以下の記述があった:

「パキスタン国内で活動するジャーナリストの安全の確保がひき続き問題となっている。2008 年には少なくとも 6 名のジャーナリストが殺害された。幾度となく治安部隊がジャーナリストに対して襲撃、脅迫あるいは恣意的な逮捕および独房への監禁といった不利益を与えた。さらに加えて、イスラム原理主義者および在郷の領主もしくは地元の政治家に雇われた凶徒らが、ジャーナリストに嫌がらせをしたり、新聞営業所を襲撃している。同年において、特に FATA(連邦直轄部族地域)に横たわっている社会不安につき、現地のリポーターがこれを取材することは、タリバーンおよび地元の部族、あるいは軍および諜報職員のいずれかが、多数の国内外の特派員を拘束するか、脅迫、追放、あるいは同地域での取材を拒否したことから困難をきわめることになった。」 [19a]

- 16.17 ヒューマン・ライツ・ウォッチの世界レポート 2009 年度版(*World Report 2009*)によると「ジャーナリストたちは、非国家主体および同国の情報機関からの圧力や脅しをひき続き受けているものの、その一方で、ムシャラフ大統領が退陣に追い込まれて以降は、政府からの攻撃は目立って減少した。総選挙後、新たに誕生した政権の下で、かつてムシャラフ大統領によってメディアに対して布かれた広範におよぶ規制は撤廃された」とした。 [13a] (*Freedom of expression*)

- 16.18 国境なき記者団(Reporters Without Borders)の世界レポート 2009 年度版(*World Report 2009*)には、以下の言及があった:

「(北西辺境州の)スワトー渓谷(Swat valley)において、ジャーナリストたちは自主検閲を実施することを余儀なくされてきた。同地域は、パキスタン政府が、タリバーン側からの申し出である、スワトー渓谷(Swat valley)での戦闘行為を休止することと引き換えに、同地域におけるシャリーア法(Sharia law)の施行を是認せよとの要求を受け入れた地域であった。ジャーナリストたちは、タリバーンによる同地域での違法な FM ラジオ局を通じた盛んな喧伝活動によって、恐怖心を植えつけられてきた。2009 年、ジャーナリストの Mosa Khankhel 氏が、当該和平合意を取材中に、残忍な手口で殺害されたのは、まさにこの渓谷地域であった。

「部族地域で活動を続けるジャーナリストのなかには、ほんのわずかではあるが、タリバーンの支配下に置かれ、彼らが掲げる「ジハード(Jihad)」につきこれを好意的に報じるよう圧力をかけられている者もいる。一方、軍およ

び地元当局は、いわゆる「テロとの戦い」の正当性を疑う内容を含むあらゆるニュースの報道に対しては否定的な態度を示している...

「パキスタン軍、なかでも特に各情報機関(ISI(パキスタン軍統合情報局)およびパキスタン軍事情報部)が、当局による虐待事件、さらにはパルヴェーズ・ムシャラフ(Pervez Musharraf)政権下、バローチスタン州(Balochistan)の住民数百人を対象とした犯行をはじめとした一連の失踪事件につき、これらを報じるジャーナリストたちを脅迫している。バローチスタン州(Balochistan)、パキスタン側のカシミール地方および部族地域においては、安全が確保されたうえで調査を行うことが難しい状況となっている。」 [23c]

- 16.19 RSF(国境なき記者団)およびジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists: CPJ)の報告によると、2008 年、2009 年の両年において、パキスタン国内で、ジャーナリストを対象とした逮捕、誘拐、殺害および脅迫事件が相次いだとした。(RSF および CPJ の公式サイト・パキスタンの項を参照のこと) [RSF – 23b; CPJ – 22a]

第 4 節: [Recent Developments](#)を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

17. 人権にかかわる組織、団体および活動家

- 17.01 米 국무省の国別人権報告書 2008 年度版(USSD Report 2008)に、以下の言及があった:

「実に様々な国内外の人権団体が、概ねパキスタン政府による制限を受けることなく、同国での人権状況の調査およびその成果の報告等の活動を行っていた。新政権が誕生して以来、政府職員は、こうした人権団体の活動に対して協力的な姿勢を示していたが、こうした団体の見解については、多少は目を向けるに過ぎなかった。」

「パキスタン政府は、人道上の援助、開発、環境、選挙の実施および人身売買といった分野において、NGO、とりわけ国外の NGO に対して技術的な協力を求めた。各人権団体の話によると、こうした団体による同国内の警察署および刑務所への立ち入り状況は概ね良好であったとした。」

「HRCP は同年中、人権侵害の実態について調査を行い、さらに人権に関する問題を討議する機会を開いた。HRCP は 11 月、各 NGO が、特にペシャワール(Peshawar)において武装勢力による脅威にさらされていたと報じた。」

「パキスタン政府は、国外の非政府系の人権監視団による同国内への視察を許可し、さらに国外の政府系人権団体に対しても概ね協力的であった。ICRC(赤十字国際委員会)ならびに UNHCR、UNICEF および UNDP をはじめとした数多くの国連専門機関が、同国内に事務所を設けていた。」

「(2008 年)11 月 3 日、パキスタン政府は、人権省(Ministry of Human Rights)を設立した。以前は、司法省(Ministry of Law and Justice)の外局であったが、この度、司法省とは切り離されたうえで、新たな省として正式に発足した。」 [2k] (Section 4)

- 17.02 IRIN (統合地域情報ネットワーク)は 2009 年 3 月 22 日、以下のように報じた:

「情勢が不安定な北西辺境州(NWFP)スワトー渓谷(Swat Valley)において、近年に政府との間で和平合意を交わした反政府勢力の者たちが、今や同地域で活動を行うすべての NGO を対象にその退去を望んでいるという。「彼ら(NGO 職員)は、モスクや自宅にトイレを設置する方法を教えに我々のもとにやってくる。そんなことは我々自身でできる。外国人に口を出される筋合いはない。」 パキスタン・タリバーン運動(Tehrik-e-Taliban Pakistan : TTP)のスポークスマンである Muslim Khan が、現地のスワトー渓谷(Swat Valley)から IRIN に語った」... さらに IRIN が報じたところによると... 「TTP は、ポリオ予防接種に関して、接種用のワクチンは生殖不能を引き起こすとの根拠のない主張を繰り返すのみで、当該予防接種には反対の立場であった」とした。 [41g]

- 17.03 フリーダムハウス(Freedom House)が 2009 年 7 月 16 日に発表した「世界自由度報告書 2009 年度版(*Freedom in the World 2009*)国別報告書・パキスタン」には以下の記述があった:

「パキスタン当局は概ね、非政府組織(NGO)が行う活動に対して寛容であり、批判的な内容の資料等を発表することも許可している。しかしながら、女性の教育や地位の改善の分野で活動を行う NGO、ならびに女性 NGO 職員は、大抵の場合、特に同国北部において、イスラム過激派による脅し、襲撃、さらには殺人にいたるまで数々の不利益を被ってきた。安全上の懸念を引き合いに出しつつ、パキスタン政府は時折、各援助団体がバローチスタン州(Balochistan)において活動を行うことを妨げてきたが、これを受けて同地域での人道的な状況は悪化の一途をたどった。2007 年 11 月には、指導的な立場にある活動家らの多くが収監されるかもしくは自宅軟禁下におかれるといった事態を受けて、各 NGO を取り巻く状況も一時的に悪化したが、その後、2008 年初頭に、パキスタン内政が大きく変化したことをを受けて、上記の状況に改善が見られた。パキスタン国内には、非宗教的な NGO に加えて、数多の慈善的もしくは啓発的な性格の団体が存在するが、そうしたもののなかには Jamat ud Dawa といったイスラム過激派組織とのつながりを有する団体もある。」 [19a]

17.04 BBC News が 2009 年 6 月 2 日に報じたところによると：

「パキスタンの裁判所は、イスラム系慈善団体の代表者の釈放を命じた。同慈善団体は、インド・ムンバイでの同時多発テロ攻撃への関与を非難されているグループの上位組織(front)であるとの疑いがかけられていた。裁判所は、Jamaat-ud-Dawa の創設者、ハフィズ・モハメド・サイード(Hafiz Mohammad Saeed)をひき続き自宅軟禁下におくことは違憲であるとの判断を下した。同慈善団体は、インド当局が上記テロ攻撃に関与したものとして、武装グループ、ラシュカレトイバ(Lashkar-e-Taiba)の上位組織(front)であるとの容疑がかけられている。Jamaat-ud-Dawa は一切の武装グループとのつながりを否定している。」 [35u]

Annex C: Terrorist and extremist groups も参照のこと

17.05 USSD Report 2008 によると「一部武装勢力とつながりを有するものも含めて、各犯行グループが、同国の全土にわたり、強奪および誘拐の活動を活発化させた...(特に)外国人... および NGO 職員を狙った犯行が見られた」とした。 [2k] (Section 1g)

17.06 IRIN は、2008 年 6 月 2 日、NWFP(北西辺境州)において世界保健機関(WHO)の職員が誘拐された事件を受けて、人道支援の現地スタッフの警備に関してその懸念を伝えた。同記事によると：

「人道支援に従事する者たちの話によると、パキスタン国内での彼らを取り巻く治安状況の悪化等により、同国内でも最も支援が必要とされる地域、特に NWFP(北西辺境州)や、長年にわたり法と秩序の維持につき問題を抱えてきた同国南西部のバローチスタン州(Balochistan)において、活動が困難になってきたとした。NGO はパキスタン国内で頻発する襲撃に対して、それらの対処を余儀なくされてきた。2005 年 10 月に発生し、少なくとも 73,000 人の人命を奪ったパキスタン地震以降、現地での支援活動を続けている CARE International をはじめとして、少なくとも 7 団体の NGO が、2007 年中に NWFP(北西辺境州)において襲撃の標的にされた。2007 年 7 月、10 月の両

月、バッタグラム(Battagram)および Allai にある事務所が襲撃されたことを受けて、CARE は、活動の一部を中止するか、あるいは現地のパートナーにその活動の実施を委ねた。CARE はさらに、各事務所を Allai などの地域から他の場所へ移した。2008 年 2 月には、NWFP(北西辺境州)・マンセラ(Mansehra)にある、英 NGO の PLAN の現地事務所が襲撃に遭い、職員 4 名が亡くなったことを受けて、同組織はパキスタンでの活動を中止した。NWFP(北西辺境州)全域において、ポリオ予防チーム、学校、教員、その他にも人道的支援に従事する人々が襲撃を受けてきた。NGO が脅迫状を受け取ったり、さらには、こうした団体にとっては不利となる旨の命令が下されることもあった。」 [41d]

- 17.07 同上の記事は、Tehrik-e-Taliban (学生イスラム運動: Movement of Islamic Students)のリーダーである、Qari Shakeel による以下の内容の声明を紹介した。「各 NGO は表向きは、各々素晴らしい目的を掲げて我々を支援すべく活動を行っているように見えるが、真のねらいは別のところにある。彼らは西側の利益の保護および促進をはかるために活動を続けている。彼らが子どもたちにタフィー(toffee)のようなキャンディーを分け与えているのも、こうした子どもたちを我々が信奉する宗教とは距離をとらせようと意図しての行為である。こうした状況を我々は受け入れることは出来ない。我々は、こうした者たちが我が同胞たちの子を異教徒に仕立て上げることを許しはしない。」 同上の記事によると、誘拐されていた WHO 職員 が 24 時間後に解放されたとした。 [41d]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

18. 汚職[腐敗]

- 18.01 トランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)が発表した 2009 年世界の腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index: CPI)によると、パキスタンは CPI のスコアが 2.4 であり、調査対象となった 180 か国のうち 139 位に位置づけられた。(CPI は、所定の国の公共部門および政治家の腐敗の認知レベルを測定したもので、専門家およびビジネス調査を利用した複合指標である。CPI は、10 (腐敗度が最も低い)から 0 (腐敗度が最も高い)の数値幅で示される。[76])
- 18.02 USSD Report 2008(米商務省の国別人権報告書 2008 年度版)の導入部に、次のような記述があった。「政府および警察内部で汚職が蔓延していたなか、政府はこの問題に対して有効な手立てをほとんど講じなかった。」[2k] さらに同上の報告書によると「公務員による汚職については、刑罰が科せられる旨が法律上規定されているが、実際のところ、政府が当該規定を有効に執行することはなく、当局者が刑事上の責任を問われることなく汚職に手を染める例が頻繁に見られた。世間一般に汚職が浸透しているとの認識が広がっていた... 世界銀行が作成した「世界ガバナンス指標(Worldwide Governance Indicators)」からも、同国において汚職が深刻な問題であったことがうかがえた。」[2k] (Section 3)
- 18.03 国際危機グループ(ICG)は、2008 年 7 月 14 日付の「パキスタン国内の警察組織の改革に向けて(Reforming Pakistan's Police)」と題した報告書のなかで、次のように語っている:

「警察職員は、同組織内において、下位の職員には少額の賄賂、上位の職員にはさらに高額な賄賂の贈与があるといった具合に、階級を問わず、汚職が広く蔓延していることを認めた。彼らは警察組織が抱える欠点を弁明するかのよう、政府がこうした問題に対して適切な対策を講じなかったこと、さらには、政府自身、自らの組織に内在する問題の解決に取り組んでいないことを非難している。「汚職に手を染めていることで知られている人物が上司を務めている状況で、どうして警察内での汚職が減っていくというのか？」警官は怪訝そうに言う。「多くの警察官、特に組織内の底辺に位置する者たちの間に、上層部職員に予算配分の執行権があるなかで、はたしてこうした上層部の者たちが不正を働くことなく自らの職責を果たす動機付けがあるのだろうか」と、疑問に思う者がいる。」同警察官によるこうした発言は、無論弁明の事由とはならないのだが、いずれにせよ警察組織の上層部にある者は、警官としてのプロ意識および任務の効率性(efficiency)を理解する必要があり、かかる悪しき慣行を続けているようだと警察組織に対する世間一般の印象は著しく損なわれることになる... 給与および労働条件、特に警部(inspector)およびそれ以下の職員の給与および労働条件が改善されない限りは、警察の自浄作用で汚職を撲滅することは、ほぼ不可能である...」[3b] (p13)

第 9 節: Security forces, subsection Police を参照のこと

- 18.04 フリーダムハウス(Freedom House)が 2009 年 7 月 16 日に発表した「世界自由度報告書 2009 年度版(Freedom in the World 2009)国別報告書・パキスタン」のなかに、以下の記述があった:

「警察および政府内のほぼ全ての階級・部署において汚職が蔓延している。ムシャラフ政権時には、汚職容疑に基づく告発は、野党政治家を罰するため、または、親政府系の政党である PML-Q(パキスタン・ムスリム連盟カーイデ・アーザム派)への加入を促すために頻繁に用いられた。一方で、2007 年 10 月の大統領選の直前に、国民和解令(National Reconciliation Ordinance)が公布され、これにより、政府高官らに対する 1999 年以前の汚職容疑に基づく訴追が自動的に免除されることとなった。ザルダリー氏(Zardari)は、彼の妻(ベナズィール・ブットー(Benazir Bhutto)元首相)が政権を担っていた当時、その内閣の大臣を務めていたが、関連予算の常に 10%を着服していたと噂され、「ミスター10%」と称されるほどの人物であった。この在職中の汚職容疑により、同氏は 8 年間刑務所で服役したが、汚職にまつわる真相については何ら明らかにされていない。2008 年 3 月にも、ザルダリー氏に対する新たな告訴が行われたが、取り下げられた。訴追を免れたことで、同氏はパキスタン政治の中心に登場することになった。スイス国内での同氏に対する告訴も(2008 年)8 月には取り下げられた。」[19a]

- 18.05 2009 年 11 月 21 日、パキスタン政府は、国民和解令(NRO)に基づき、汚職訴追を免れている数千名につき、これらの者の氏名を記載した一覧を公表した。記者会見の席上、Afzal Sindhu 司法相は「ザルダリー(Zardari)大統領を含む、総勢 8,041 名の者が NRO によって守られている」と発言した。他にも 30 名を超える政治家につき、その氏名が当該一覧に掲載されている。(フランス通信社(AFP), 2009 年 11 月 21 日) [96a]
- 18.06 NRO(国民和解令)は 2009 年 11 月 28 日をもって失効した。AFP が 2009 年 12 月 1 日に報じたところによると、「7 月 31 日、パキスタン最高裁は、11 月 28 日を期限に NRO が国会での承認を得られない場合、その効力を失うものとした。しかしながら、政権の基盤があまりにも脆弱であることを考えると、同法令は承認を得られないものと思われる。政府は先月、いったんは法案を国会に上程したが、反対派の勢力が支配的と見るや、すぐさまこれを取り下げた」とした。[96b]
- 18.07 2009 年 12 月 2 日付の *Dawn* 紙が報じたところによると、パキスタン最高裁が、NRO に対する異議申し立てを聴取する機会を 2009 年 12 月 7 日に設定したという。同記事によると、NRO は「...国民の基本的権利、特に、第 25 条(Article 25)(国民の平等の原則 equality of citizens)を侵害するものであり、政治上の公正さに反し、さらにパキスタンも締約国である国連腐敗防止条約(United Nations Convention against corruption)に違反するものである」とした。NRO により訴追を免れている者は、現在係属中となっている汚職容疑事件につき今後何らかの判断が下されるまでは、最高裁が下す判断を待つより他はない。[42g]

第 9 節: Security Forces, subsection: Police; および Section 11: Judiciary, subsection Independence and Fair Trialも参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

国家説明責任局(National Accountability Bureau: NAB)

- 18.08 フリーダムハウス(Freedom House)が発表した「世界自由度報告書 2009 年度版(*Freedom in the World 2009*)国別報告書・パキスタン」によると「法令が 1999 年 11 月に発布されたことを受けて、国家説明責任局(National Accountability Bureau)に逮捕、調査および訴追に関する広範な権限が付与され、さらには、汚職等について迅速な裁判手続きを進めることを目的とした特別法廷が設置された」とした。[19a]
- 18.09 NAB(国家説明責任局)の公式サイト(2008 年 7 月 12 日閲覧)に、以下の記述があった:
- 「国家説明責任局(National Accountability Bureau)は、我が国(パキスタン)において汚職の撲滅を目的として設置された各機関のなかでも頂点に位置するものである。同局は、汚職の把握(awareness)、予防(prevention)および(法律)の執行(enforcement)といった全包括的なアプローチ(a holistic approach)を通して、汚職撲滅について責任を担っている。同局は、本部を首都イスラマバードに置き、1999 年国家説明責任令(National Accountability Ordinance-1999)に基づいて任務を遂行する。同局は、同国内の主要 4 州の各州都およびラウルピンディ(Rawalpindi)に地域事務所を 1 箇所ずつ置く。国家説明責任令(National Accountability Ordinance: NAO)に規定されている全ての違法行為を同局が扱うものとする。」[26]
- 18.10 USSD Report 2008 によると「説明責任特別法廷(special accountability courts)は、富裕債務者を対象とした政府による融資の焦げ付きを含めて、NAB(国家説明責任局)によって持ち込まれた汚職事件につきこれを審理する。NAB は、純粋に経済活動上の失敗や小口の債務不履行者については扱ってこなかった。説明責任法廷は、30 日以内で事件を審理するものとされていた。説明責任に関わる事件では、推定有罪の原則が採られていた」との言及があった。[2k] (Section 1e)
- 18.11 2008 年 11 月 14 日付の *The News* 紙 が報じたところによると、NAB(国家説明責任局)が、与党および野党の別を問わず、政治家が関わった一切の汚職事件の審理を取りやめたとした。[44d]

[Judiciary, Independence and fair trial](#)を参照のこと

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)